

法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究
ベトナム
弁護士 山本裕子

調査研究報告書

法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究

—ベトナム社会主義共和国—

2022年3月

弁護士 山本 裕子

目 次

第1章	ベトナムにおけるビジネス関連法令の運用の実態.....	1
第1	ビジネス関連法令.....	1
1	民法.....	1
2	企業法.....	9
3	投資法.....	18
4	知的財産法.....	33
5	競争法.....	46
第2	民事紛争解決制度及び運用の実態.....	56
1	紛争解決手段について.....	56
2	ベトナムの判例制度.....	65
第2章	日系企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方.....	75
第1	日系企業が直面する法的問題の実態.....	75
1	日系企業の進出状況.....	75
2	法的問題の実態.....	75
第2	在留邦人が直面する法的問題の実態.....	83
1	在留邦人の数.....	83
2	法的問題の実態.....	83
第3	日系企業及び在留邦人が直面する賄賂・利益供与の問題の実態.....	92
1	賄賂に関する日系企業へのアンケート調査.....	92
2	賄賂に関する在留邦人へのアンケート調査.....	94
3	賄賂に関する日系企業及び在留邦人へのヒアリング調査.....	97
第4	日系企業及び在留邦人が直面する法的問題への対処の実情（在り方）.....	103
1	弁護士の活用状況.....	103
2	支援機関へのヒアリング調査.....	106
第3章	日本の法曹有資格者がベトナムで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム.....	108
第1	はじめに.....	108
第2	ベトナムにおける法律サービスについての法規制.....	108
1	ベトナムにおける法律サービスに関する法規制.....	108
2	ベトナム法弁護士に対する規制.....	109
3	外国法律事務所及び外国人弁護士に対する規制.....	111
4	小括.....	114
第3	日本の法曹有資格者のベトナムでの活動の実態及びそのニーズ.....	116
1	ベトナムにおける日本法弁護士の活動の実態.....	116
2	ベトナムにおけるコンサルティング会社の実態.....	118
3	日本の法曹有資格者がベトナムで提供しうる法的支援.....	120

第4 日本法曹有資格者がベトナムで提供できる法的支援のニーズのボリューム	122
1 日本法弁護士自体のニーズのボリューム	122
2 ベトナムで提供しうる各々の法的支援のニーズのボリューム	126
第4章 調査研究者による試行方策の実施	130
第1 はじめに	130
第2 試行方策の選定	130
1 中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談を選定した理由	130
2 賄賂に関する情報発信（勉強会）を選定した理由	130
第3 試行方策の実施	131
1 中小企業及び在留邦人を対象とする無料法律相談の実施	131
2 ベトナムの賄賂に関する情報発信	133
第4 結語	134

第1章 ベトナムにおけるビジネス関連法令の運用の実態

第1 ビジネス関連法令

1 民法

1.1 ベトナムの民法の整備の経緯

1.1.1 民法制定から現行法制定までの概略

ベトナムの初の民法は、1995年に制定された（法No. 44-L/CTN、以下「1995年民法」という）。1995年民法の制定は、1986年のドイモイ政策を契機とする。従前、ベトナムでは、社会主義体制の下、計画経済体制が採用されており、私人の権利義務を規定する民法は、ベトナム社会になじむものではなかった。ドイモイ政策より、市場経済システムの導入と外資誘致政策が推進され、1992年憲法典に「商業活動の自由、国家管理下における市場経済の推進」に関する規定が新設された。これに伴い、ベトナム初の民法制定へと繋がった。民法制定にあっては、日本民法、ナポレオン民法、カナダ民法、ロシア民法などが研究対象とされた。

その後、2007年の世界貿易機関（WTO）への加入を目的とし、2005年に民法改正が行われた（法No. 33/2005/QH11、以下「2005年民法」という）。当該改正は市場経済の促進のために行われたが、2005年民法の内容は社会主義体制の下で市場経済を規律するものであり、国家統制と私的自由の調整という内在的矛盾を有していた。

このような矛盾を解決し、円滑な取引及びその安全などの市場経済の要請に答えるために、2015年11月24日、現行民法が制定され、2017年1月1日に施行された（法No. 91/2015/QH13、以下「2015年民法」という）。

1.1.2 日本の協力関係

ベトナムの民法制定当初より、日本は、ベトナムに対して法整備支援を行ってきた。具体的には、1993年に森脇昭夫名古屋大学名誉教授が、ベトナムに対して、日本民法の紹介とベトナム民法制定への助言をしたことを端緒として支援が始まった¹。翌1994年には、ベトナム政府から日本への法整備支援の要請を受け、法務省がベトナムの司法関係者を日本に招き、研修を実施した。

その後も、日本はベトナムに対して、JICAのプロジェクトとして、以下のとおり、法整備支援を続けている²。

¹ このような経緯から、名古屋大学は、ベトナムの法整備と深い関係を有しており、ハノイ大学に講師を派遣している。

² JICAのHP <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>

- ・ 法整備支援プロジェクト（フェーズ1、1996年12月 - 1999年11月）
- ・ 法整備支援プロジェクト（フェーズ2、1999年12月 - 2002年11月）
- ・ 法整備支援プロジェクト（フェーズ3、2003年7月 - 2007年3月）³
- ・ 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ1、2007年4月 - 2011年3月）
- ・ 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2、2011年4月 - 2015年3月）⁴
- ・ 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（2015年4月 - 2020年12月）⁵

2015年民法の立法においても、日本は、ベトナム司法省を中心とする民法改正案起草チームに対して協力・支援をしてきた⁶。そのため、ベトナム民法は、日本の民法と一定程度類似性がある。

1.2 2015年民法に関する法令・資料

2015年民法は、2015年11月24日に成立し、2017年1月1日に施行された。所轄官庁は、司法省である。ただし、土地使用権、住宅所有権などの登記関連については、天然資源環境省が所管官庁となっている。

2015年民法法典は、以下のリンク先から入手・閲覧が可能である。

- ・ ベトナム語⁷
- ・ 英語⁸
- ・ 日本語（仮訳）⁹

³ JICAのHP <https://www.jica.go.jp/oda/project/0601721/index.html>

⁴ JICAのHP <https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/021/index.html>

⁵ JICAのHP <https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/032/index.html>

⁶ 2015年ベトナム民法改正ドラフトに対する JICA 民法共同研究会見解
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/materials/ku57pq00001z3o83-att/JSG_view.pdf
2015年ベトナム民法改正ドラフトに対する JICA 民法共同研究会見解（エグゼクティブ・サマリー）
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/materials/ku57pq00001z3o83-att/JSG_view_executive_summary.pdf

⁷ <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=95942&Keyword=91/2015>

⁸ <https://wipo.lex.wipo.int/en/text/445413>

⁹ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf

最新版は、JICAのHP <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html> 又は、法務省のHP http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html から入手可能

1.3 ベトナムの民法の概要

2015年民法は、全6編・689条から構成されている。第1編は日本の民法でいうところの「総則」、第2編は「物権」、第3編は「債権」、第4編は「相続」、第5編は日本の「法の適用に関する通則法」に相当する内容、第6編は「施行条項」となっている。特徴としては、「法の適用に関する通則法」が民法の中に規定されていることや、「親族」部分が民法の中に規定されておらず、別の法律で定められていることが挙げられる。

第1編 総則

- 第1章 総則
- 第2章 民事権の確立履行及び保護
- 第3章 個人
- 第4章 法人
- 第5章 民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央・地方の国家機関
- 第6章 民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織
- 第7章 財産
- 第8章 民事取引
- 第9章 代理
- 第10章 期間及び時効

第2編 所有権及び財産に対するその他の権利

- 第11章 総則
- 第12章 占有
- 第13章 所有権
- 第14章 財産に対するその他の権利

第3編 義務及び契約

- 第15章 総則
- 第16章 典型契約
- 第17章 懸賞の約束、賞品付き競技
- 第18章 委任のない仕事の実施
- 第19章 法的根拠のない財産の占有、使用及び財産からの収益による返還義務
- 第20章 契約外の損害賠償責任

第4編 相続

- 第21章 総則
- 第22章 遺言による相続
- 第23章 法定相続
- 第24章 遺産の精算と分割

第5編 外国的要素を持つ民事関係に適用する法令

- 第25章 総則
- 第26章 個人、法人に適用される法令
- 第27章 財産関係と身分関係に対して適用される法令

第6編 施行条項

1.4 ベトナムの民法の要点

1.4.1 第1編 総則

1.4.1.1 要式行為に関する契約の効力

2005年民法では、契約が一定の様式によるべき旨の規定があるにもかかわらず、そのような様式によらない契約は、原則として無効とされていた。例えば、ベトナムでは、住宅の売買について公証された文書によりなされなければならないとされているが（2005年民法459条1項）、文書によらずに契約されることが多く、長期間経過した後には要式性を充足していないことを理由として無効主張がされるケースが散見されるなど不都合が生じていた。

そこで、2015年民法では、一方当事者が少なくとも義務の3分の2を履行した場合、裁判所は当該取引を有効と認めることができる旨が明記された（2015年民法129条1項、同条2項）。もっとも、何をもって義務の3分の2を履行したとされるかについては、明記されておらず、判例の蓄積もないため、今後の運用に委ねられている。

1.4.1.2 無権代理又は越権代理

2005年民法では、いわゆる表見法理の規定が採用されていなかったところ、2015年民法では、無権代理人の行為が本人に効果帰属する場合が拡張された。

具体的には、無権代理人による取引の場合には、①本人の追認があった場合（2015年民法142条1項a号）、②本人が無権代理行為を知ったが合理的期間内に異議を述べない場合（同項b号）に加え、③本人に故意又は過失があり、それにより取引の相手方が無権代理であることを知らず、又は知ることができなかった場合（同項c号）にも、無権代理の行為が本人に効果帰属することになった。

越権代理による取引の場合も、同様に、①本人の追認があった場合（2015年民法143条1項a号）、②本人が越権代理行為を知ったが合理的期間内に異議を述べない場合（同項b号）に加え、③本人に故意又は過失があり、それにより取引の相手方が越権代理であることを知らず、又は知ることができなかった場合（同項c号）にも、越権代理人の行為が本人に効果帰属することとなった。

日本の民法との比較でいえば、日本の民法では、②「本人が無権代理行為及び越権代理行為を知りながら、合理的期間内に異議を述べない場合」について、相当期間を定めた催告に対して追認をしなければ、本人に対してその効力を生じないと規定されている（日本民法113条1項）のに対し、ベトナム民法では、異議を述べない場合に効果帰属すると規定されている点で、ベトナム民法の方が取引の安全をより重視する規定ぶりとなっていることに注意が必要である。

特に、法改正により、法人が複数の代表者を選任し、内部で代表者の権限を制限することができるようになったことから（2018年企業法13条、2015年民法137条2項）、当該規定は、法人の代表者の権限外の行為についての取引の安全を保護するという点で機能することが期待されている。もっとも、どのような場合に、善意の第三者が保護されるかについては不明であり、今後の運用に委ねられている。

1.4.1.3 登記を信頼した者の保護

2015年民法において、登記を信頼して取引に入った第三者を保護する規定が新設された。具体的には、「取引が無効であったが、無効な取引に基づいて、登記がなされ、その後、新たな民事取引により、当該財産が善意無過失の第三者に引き渡され、その者が当該登記を根拠として取引に入り、これを履行したときは、当該取引は無効とならない」と規定された（2015年民法133条2項）。

もっとも、ベトナムにおいて、登記制度が正確な権利関係を反映し、信用に足りる制度として機能しているとはいえない側面もあり、実際に当該規定がどのように運用されるかについては、不透明な部分が残されている。

1.4.2 第2編 所有権及び財産に対するその他の権利（物権）

1.4.2.1 物権制度の導入

2015年民法では、第2編「所有権及び財産に対するその他の権利」という表題で物権制度が導入された。物権の種類としては、(i) 所有権、(ii) 隣接不動産に対する権利（日本の民法でいう地役権及び相隣関係に類似）、(iii) 享用権（日本の民法でいう用益権に類似）、(iv) 地上権の4種類が規定された。

1.4.2.2 土地使用権の明文化¹⁰

ベトナムは、社会主義体制を採用しており、土地については、憲法において「土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産は、全人民の所有に属する公財産であり、国が所有者を代表し、統一的に管理する。」（憲法53条）と規定され、私人による所有が否定されている。そのため、私人が土地を利用する場合には、所有権を取得するのではなく、国から土地使用権を取得することになる。

外国人投資家（日本企業）にとって、土地使用権を取得する方法は、①割当による方法と②リースによる方法の2種類がある。

外国人投資家を前提とすると、①割当による方法の場合、住宅・マンション開発プロジェクトを実施する目的がある場合に限り、国から有償での土地使用権の割当を受けることができる。他方、②リースによる方法の場合、原則としてこのような目的の制限はない。リース期間分の賃料を一括して支払った場合には、譲渡、サブリース、抵当権の設定などが可能となる。

このような土地使用権については、従来、土地法に規定があったものの、民法には明文規定が置かれていなかった。2015年民法において、土地使用権について明文化がされた（2015年民法106条1項）。

¹⁰ 土地使用権は第1編「総則」に規定されているが、日本民法の土地所有権に相当しうる概念であるため、第2編「所有権及び財産に対するその他の権利」の箇所の説明をしている。

1.4.2.3 土地使用に関する地上権の活用

土地利用に関しては、前述の①土地使用権の割当による方法の場合、土地使用計画等に基づき、投資家に割当ができる土地について制限がある。他方で、②リースによる方法の場合、リース期間分の賃料の一括支払いをすることや譲渡を受けることについては費用がかかる。これらの難点を克服する方法として、従来、一般的に利用されていたサブリースの方法に加え、新たに、地上権設定を活用することが提唱されている。

1.4.2.4 不動産登記制度

2015年民法は、「土地使用権の移転は、土地法の規定に基づく登記の時点から効力を有する。」（2015年民法503条）と規定する。また、「不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される。」（2015年民法105条1項）、「財産の登記は公開されなければならない。」と規定されている（同条3項）。

しかし、現時点において、土地使用権の登記については、一般に公開されていない。また、「その他の権利」についての登記制度については、十分に整備されておらず、登記自体ができない状況である。この意味で民法の空文化が生じている。

なお、権利関係の確認については、実務上、土地使用権証明書¹¹の交付又は不動産登記局から情報開示を受ける方法によりなされている。

1.4.3 第3編 義務及び契約（債権）

1.4.3.1 義務履行確保

物的担保及び人的担保を含む義務履行確保については、第3編「義務及び契約」に規定がされている。もっとも、義務履行確保に関する規定は、下位法令の規定とあいまって、相当複雑な規定ぶりとなっている。今後整備される予定の下位法令及びそれらの運用により、その全体像が明らかにされることが期待されている。

なお、2015年民法の義務履行担保措置制度の概要については、法務省の国際協力部が発行する「ICD NEWS」において、現地専門家により詳細に解説がなされている¹¹。

1.4.3.2 債務不履行責任及び不法行為責任

2005年民法は、債務不履行責任及び不法行為責任において、「故意又は過失」を要件としていた（2005年民法308条1項本文、604条1項）。

2015年民法は、このような過失責任の原則を採用していない。すなわち、原則として債務不履行者及び不法行為者は責任を負い、例外的に、債務不履行者は、①不可抗力又は②権利者の故意過失により債務が履行できなかったことを立証した場合、

¹¹ 『ICD NEWS』第80号「2015年ベトナム民法 義務履行担保措置 制度の概要」、2019年9月、枝川充志（ベトナム長期派遣専門家・弁護士）<http://www.moj.go.jp/content/001306609.pdf>

不法行為者は、①不可抗力又は②被害者の故意過失により損害を被ったことを立証した場合には、民事責任を負わないとされ（2015年民法351条、584条2項）、原則・例外の関係が逆になっている。

日本民法では、これらの立証責任は、原則として、債務不履行をされた側及び不法行為の被害者側にあると解されている。他方、ベトナムでは債務不履行をされた側及び不法行為の被害者側に故意過失の立証を求めると、本来救済されるべき者が救済されないという不都合が生じるため、故意過失の立証責任が債務不履行者及び不法行為者側にあるとされた。当該ベトナムの規定は、国際的に見ても特殊であるため、特に注意が必要である。

1.4.4 第5編 外国的要素を持つ民事関係に適用する法令

2015年民法第5編は、日本でいう「法の適用に関する通則法」に相当する規定である。

1.4.4.1 法の適用の関係について

2005年民法では、準拠法の選択及び選択がない場合の法の適用関係について、国際的に見て標準的とはいえないような内容であった（2005年民法769条）。

2015年民法では、おおよそ他国と比較しても標準的な内容となっている。すわなち、準拠法の選択について、原則として当事者の合意によることができ、合意がない場合には、その契約と最も密接な関係を有する国の法令を適用するとされた（2015年民法683条1項）。

1.4.4.2 最密接関連地に関する推定規定・みなし規定について

最密接関連地についての推定規定・みなし規定として、以下の内容の規定が置かれている（2015年民法683条2項）。

推定規定

- ・ 商品売買契約—個人の場合：売主の常居所地の国の法
法人の場合：売り手側の法人設立地の国の法
- ・ 役務契約—個人の場合：役務提供者の常居所地の国の法
法人の場合：役務提供側の法人設立地の国の法
- ・ 知的財産の譲渡契約—権利の譲受人の常居所地の国の法
権利の譲受側の法人設立地の国の法
- ・ 労働契約—労働者の労務提供地の法
- ・ 消費者契約—消費者の常居所地の法

みなし規定

- ・ 不動産に関する契約—不動産の所在地の国の法

最密接関連地についての推定規定・みなし規定についても、知的財産の譲渡契約を除き、おおよそ国際的に見て標準的な内容となっている。知的財産の譲渡契約については、国際的には特徴的給付を行う権利の譲渡側（ライセンサー側）の常居所地・法人設立地の国の法とされるのが一般的であるが¹²、ベトナムの 2015 年民法では、権利の譲受側（ライセンシー側）の常居所地・法人設立地の国の法とされている点が特徴的である。

1.5 ベトナムの民法の運用の実態

各々の項目で記載したとおり、民法に明記された要件がどのような場合に充足されるのかという点につき、解釈の余地が大きく残されており、実際の運用に委ねられている部分が多い。他方で、実際の運用についても、十分に明確な指針が出されているわけではないため、担当官や地域によって運用が異なる場合も存在する。

さらに、関係法令が整備されていないため、民法が空文化していたり、民法成立後に制定された下位法令と民法との間で内容に矛盾が見られたりする場合もあり、必ずしも現地で民法の規定どおりに法令が運用されているわけではない点に注意が必要である。

¹² 例えば、単純なライセンス契約については、特徴的給付を行う譲渡側（ライセンサー）の常居所地、法人設立地の国の法が適用されると解釈されている（法の適用に関する通則法 8 条 2 項）

2 企業法

2.1 ベトナムの企業法の整備の経緯

2.1.1 企業法制定から現行法制定までの概略

ベトナムでは、ドイモイ政策以来、会社を所有するセクターごとの法律が制定されてきた。具体的には、外国資本の会社を規定する法律として外国投資法（1987年）、国内資本の会社を規定する法律として企業法及び私営営業法（1990年）、そして、国有企業に対する規制法令として国有企業法（1995年）が制定されてきた。もっとも、WTO加盟にあたり、会社の所有セクター共通の投資環境を整備することが課題であった。この過程で制定されたのが2005年の投資法及び企業法である。

現行企業法は、2020年6月17日に成立し、2021年1月1日に施行された（法No. 59/2020/QH14、以下「2020年企業法」という）。これに伴い、それまでの企業法（法No. 68/2014/QH13、以下「2014年企業法」という。）は失効した。

2.2 2020年企業法に関する法令及び資料

2.2.1 企業法

2020年企業法は、上述のとおり、2020年6月17日に成立し、2021年1月1日に施行された。所轄官庁は、計画投資省である。

2020年企業法法典は、以下のリンク先から入手・閲覧が可能である。

- ・ [ベトナム語](#)¹³
- ・ [日本語（仮訳）](#)¹⁴

2.2.2 関係法令

2020年企業法に関係する主な下位法令は、企業法の条項の詳細を規定する議定（政令）No. 47/2021/ND-CPである。政令No. 47/2021/ND-CPは、以下のリンク先から入手・閲覧が可能である。

- ・ [ベトナム語](#)¹⁵

¹³ <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=142881&Keyword=59/2020>

¹⁴ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1lwz_j-att/enterprise_law_2020.pdf

¹⁵ <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=147722&Keyword=47/2021>

- ・ 日本語（仮訳）¹⁶

2.3 2020年企業法の概要

2020年企業法は、全10章・218条から構成されている。第1章は「総則」、第2章は「企業の設立」、第3章は「有限責任会社」、第4章は「国営企業」、第5章は「株式会社」、第6章は「合名会社」、第7章は「私人企業」、第8章は「会社グループ」、第9章は「企業の再編、解散及び破産」、第10章は「施行条項」となっている。特徴としては、日本の会社法には規定されていない「国営企業」が条文で明文化されていることが挙げられる。

- 第1章 総則
- 第2章 企業の設立
- 第3章 有限責任会社
 - 第1節 二人以上社員有限責任会社
 - 第2節 一人社員有限責任会社
- 第4章 国営企業
- 第5章 株式会社
- 第6章 合名会社
- 第7章 私人企業
- 第8章 会社グループ
- 第9章 企業の再編、解散及び破産
- 第10章 施行条項

2.4 2020年企業法の改正の要点

以下では、2020年企業法のうち、改正があった部分に焦点を当て紹介する。

2.4.1 印章

2020年企業法43条は、2014年企業法44条を修正し、「企業の印章」について定める。2020年企業法43条には、下位法令として、印章の管理と使用を管理するDecree 99/2016/ND-CPがある。

2.4.1.1 デジタル署名

2014年企業法では、企業の印章として、物理的な印章のみが認められていたが、2020年企業法では、電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名形式の印影も、企業の印影として認めることが明記された（2020年企業法43条1項）。実際

¹⁶ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_47_2021_ND-CP.pdf

に、これまでもデジタル署名は、税申告、オンライン納税、電子通関申告の場面で利用されてきたが、その内容が企業法に明記されたこととなる。

企業がデジタル署名形式の印影を用いるためには、2018年9月27日付け政令 No. 130/2018/ND-CP に従う必要がある。同政令には、デジタル署名の法的位置付けやデジタル署名認証サービスのプロバイダーの要件などが規定されている。

2.4.1.2 社印への企業の名称・企業コードの表示義務の廃止

2014年企業法では、企業は、企業の印章の数、形式、及び内容について決定する権利を有するものの、印章に、企業の名称・企業コードを表さなければならない旨が定められていた（2014年企業法44条1項）。2020年企業法では、印章に、企業の名称、企業コードを表さなければならないという部分が削除された（2020年企業法43条2項）。

2.4.1.3 会社の部署の印影の明記

2020年企業法では、企業は、企業、企業の支店、駐在事務所に限定されず、その他の部署の印影等を決定できることが明記された（2020年企業法43条2項）。これに伴い印影の管理及び保存も、会社の定款の規定又は企業、企業の支店、駐在事務所若しくは印影を有するその企業の部署が発行した規則に準拠する、と変更された（2020年企業法43条3項）。

2.4.1.4 社印の通知義務の廃止

2014年企業法では、会社の印章の印影を国家企業登記ポータル上¹⁷で公開するために、印影を事前に当局計画投資局（Department of Planning and Investment : DPI）へ通知することが義務付けられていたが、2020年企業法では当該通知義務が廃止された（2014年企業法44条2項の削除）。

2020年 企業法	第43条 企業の印影 (新設) <u>1. 印影は、刻印事業所で作成されるもの、又は電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名形式のものからなる。</u> (修正) <u>2. 企業は、企業、企業の支店、駐在事務所及びその他の部署の印影の種類、数、形式及び内容を決定する。</u> (修正)
--------------	--

¹⁷ <http://dangkykinhdoanh.gov.vn/>

	3. 印影の管理及び保存は、会社の定款の規定又は <u>企業、企業の支店、駐在事務所若しくは印影を有するその企業の部署が発行した規則に準拠する。企業は法令に従って取引において印影を使用する。</u>
2014年 企業法	<p>第44条 企業の印章</p> <p>1. 企業は、企業の印章の数、形式、及び内容について決定する<u>権利を有する。</u> <u>印章の内容は、以下の諸情報を表していなければならない。</u> a) <u>企業の名称</u> b) <u>企業コード</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. 企業は、使用する前に、国家企業登記ポータル上で公開するために、<u>印章の印影を通知する義務を負う。</u></p> <p>3. 印章の管理、<u>使用</u>及び保管は会社の定款の規定に準拠する。</p> <p>4. 印章は、<u>法令の規定に基づく各場合又は取引の各当事者が印章の使用について合意した場合に使用される。</u></p> <p>5. 政府はこの条の詳細を定める。</p>

2.4.2 オンライン企業登記手続

2020年企業法26条は、2014年企業法27条を修正し、「企業登記の手順、手続」について定める。2020年企業法26条1項から4項では、オンラインでの企業登記の方法が新たに追記された。

これまで、ベトナムには、オンラインでの企業登記の方法は存在していた。特に、ハノイ市では、2017年7月から会社登記にオンライン手続を利用する場合には手数料を無料とし、2018年8月から中小企業に対して補助金を出すなどしてオンライン登記を推奨し、2019年4月4日の公表では会社登記手続のオンライン利用率100%を達成した。

2020年企業法では、このようなオンライン登記実務が追記されることとなり、オンラインによる企業登記書類が紙による企業登記書類と同じ法的価値を有することも明記された。

2020年 企業法	<p>第26条 企業登記の手順、手続</p> <p>(修正)</p> <p>1. 企業の発起人又は委任を受けた者は、経営登記機関に対して、<u>以下の方式に従って企業登記を行う。</u> a) <u>経営登記機関において直接企業登記する。</u> b) <u>郵政サービスを通じて企業登記する。</u></p>
--------------	---

	<p>c) <u>電子通信ネットワークを通じて企業登記する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. <u>電子通信ネットワークを通じた企業登記は、企業の発起人が企業登記書類を、国家企業登記ポータルを通じて提出する。</u> <u>電子通信ネットワークを通じた企業登記書類は、この法律が規定する資料からなり、それらは電子文書形式で表現される。電子通信ネットワークを通じた企業登記書類は紙による企業登記書類と同じ法的価値を有する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. <u>組織、個人は、電子通信ネットワークを通じた企業登録のため、電子取引に関する法令の規定に従ったデジタル署名の使用、又は経営登記アカウントの使用を選択する権利を有する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. <u>経営登記アカウントは、国家企業登記情報システムにより創設されるアカウントで、電子通信ネットワークを通じた企業登記を実施する個人に発給される。経営登記アカウントの発給を受けた個人は、電子通信ネットワークを通じた企業登記のために経営登記アカウントの発給を受けて使用する登記に関して法的責任を負う。</u></p> <p><u>(修正)</u></p> <p>5. <u>経営登記機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に、企業登記書類の適式性を審査し、企業登記を行う責任を有する。書類が適式でない場合、経営登記機関は企業の発起人に書面で修正、補充が必要な内容を通知しなければならない。企業登記を拒否する場合は、書面で発起人に理由を明記して通知しなければならない(該当する場合)。</u></p> <p><u>(修正)</u></p> <p>6. <u>政府は、企業登記に関連する書類、手順、手続の詳細を規定する。</u></p>
<p>2014 年 企業法</p>	<p>第 27 条 企業登記の手順、手続</p> <p>1. <u>企業の発起人又は委任を受けた者は、経営登記機関に対しこの法律の規定に従った企業登記書類を提出する。</u></p> <p>2. <u>経営登記機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に、企業登記書類の適式性を審査し、企業登記証明書を発給する責任を有する。企業登記証明書の発給を拒否する場合、企業の発起人に書面により通知しなければならない。通知には理由及び書類の修正、補充の各要求を明記しなければならない。</u></p> <p>3. <u>政府は、企業登記の手順、手続、書類、企業登記証明書の発給、</u></p>

	<u>労働登録、社会保険、電子情報ネットワークを通じた企業登記について各機関の間の連携の詳細を定める。</u>
--	---

2.4.3 現物出資の出資期限

2020年企業法113条は、2014年企業法112条を修正し、「企業設立登記の際に購入登録がされた株式の払込み」について定める。

出資者は、企業登記証明書が発給された日から90日以内に現実の払込みを完了させる必要があるところ、株主が現物出資をする場合、輸入した物を運送する時間、その財産の所有権移転のための行政手続を実施する期間は当該90日に参入されないことが明記された（2020年企業法113条1項）。

2020年 企業法	<p>第113条 企業設立登記の際に購入登録がされた株式の払込み (修正)</p> <p>1. 各株主は、企業登記証明書の発給を受けた日から90日の期限内において購入登録済み株式につき全額の払込みをしなければならない。ただし、会社の定款又は株式購入登録契約がそれと異なるより短い期限を定める場合を除く。<u>株主が財産で現物出資をする場合、輸入した物を運送する時間、その財産の所有権移転のための行政手続を実施する時間は、この払込期限に含めて計算されない。</u> 取締役会は監察責任を負い、購入登録をした各株式につき、全額かつ期限どおりの払込みを株主に督促する。</p> <p>2～5 (略)</p>
2014年 企業法	<p>第112条 企業登記の際に購入登録がされた株式の払込み</p> <p>1. 各株主は、企業登記証明書の発給を受けた日から90日の期限内において購入登録済み株式につき全額の払込みをしなければならない。ただし、会社の定款又は株式購入登録契約がそれと異なるより短い期限を定める場合を除く。 取締役会は監察責任を負い、購入登録をした各株主の各株式につき、全額かつ期限どおりの払込みを督促する。</p> <p>2～4 (略)</p>

2.4.4 有限責任会社

2.4.4.1 監査役、監査役会設置義務

2014年企業法では一人有限責任会社の場合は監査役を、二人以上有限責任会社では、社員が11人以上の場合は監査役会を設置する義務があった（2014年企業法55

条、78条)。2020年企業法では、監査役、監査役会の設置義務が撤廃され、任意設置となった(2020年企業法54条、79条)。

2020年 企業法	<p>第54条 会社の管理組織機構</p> <p>1. 二人以上社員有限責任会社には、社員総会、社員総会の会長、社長又は総社長を置く。</p> <p>第79条 組織が所有する一人社員有限責任会社の管理組織機構</p> <p>1. 組織が所有する一人社員有限責任会社は、以下のいずれかのモデルに従って管理され、活動する。</p> <p>a) 会社の会長、社長又は総社長。</p> <p>b) 社員総会、社長又は総社長。</p>
2014年 企業法	<p>第55条 会社の管理組織機構</p> <p>二人以上社員有限責任会社には、社員総会、社員総会の会長、社長又は総社長を置く。<u>11人以上の社員を有する有限責任会社は、監査役会を設置しなければならない。社員が11人未満の場合、会社の管理の需要に合わせて監査役会を設置することができる。監査役会、監査役会の長の権限、任務、義務、資格、条件及び業務体制は、会社の定款の定めるところによる。</u></p> <p>第78条 組織により所有される一人社員有限責任会社の管理組織機構</p> <p>1. 組織により所有される一人社員有限責任会社は、以下のいずれかのモデルに従って管理され、活動する。</p> <p>a) 会社の会長、社長又は総社長及び<u>監査役</u></p> <p>b) 社員総会、社長又は総社長及び<u>監査役</u></p> <p>2~3 (略)</p>

2.4.4.2 社員総会議事録の署名拒絶(二人以上有限会社)

2014年企業法は、議長が社員総会の議事録への署名を拒否した場合の議事録の効力が不明確であったが、2020年企業法により、議事録作成者又は議長が署名を拒否した場合、社員総会に出席する全ての社員が議事録に署名し、当該議事録が法定記載事項を満たす場合、議事録が有効になることが明記された。その際、議事録には議長、議事録作成者が署名を拒否したことを明記する必要がある(2020年企業法60条3項)。

有限会社の管理組織機構	
2020年 企業法	<p>第60条 社員総会の会合の議事録</p> <p>1~2 (略)</p>

	3. <u>議長、議事録作成者が議事録への署名を拒否する場合、その議事録は社員総会に出席した他の社員全員が署名して、この条第 2 項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号の規定に従った内容を全て備える場合に効力を有する。議事録には議長、議事録作成者が署名を拒否したことを明記する。議事録への署名者は社員総会議事録の内容の正確性、誠実性につき連帯して責任を負う。</u>
2014 年 企業法	第 61 条 社員総会の会合の議事録 1～2 (略) 3. <u>議事録作成者及び議長は、社員総会事録の内容の正確性及び誠実性につき連帯して責任を負う。</u>

2.4.5 株主総会

2.4.5.1 株主総会の定足数・決議要件

株主総会の定足数につき、2014 年企業法では議決権株式の 51%以上を保有する株主の出席が必要とされていたが、2020 年企業法は同割合が過半数（50%超）に変更され、要件が緩和された。同様に、株主総会の普通決議の決議要件につき、2014 年企業法では議決権株式の 51%以上を保有する株主の賛成が必要とされていたが、2020 年企業法は同割合が過半数（50%超）に変更され、要件が緩和された。また、優先株主の権利義務が不利に変更される決議事項については、同種の優先株式の総数の 75%以上の出席優先株主の賛成が要件となった。

株主総会の定足数	
2020 年 企業法	第 145 条 株主総会の会合の実施要件 1. <u>株主総会の会合は、議決票総数の 50 パーセントを超えて代表する株主が出席したときに行うことができる。会社の定款は具体的な割合を規定する。</u>
2014 年 企業法	第 141 条 株主総会の会合の実施要件 1. <u>株主総会の会合は、少なくとも議決票総数の 51 パーセント又は会社の定款に定める具体的な割合を代表する株主が出席したときに行うことができる。</u>

株主総会の決議採択要件	
2020 年 企業法	第 148 条 株主総会の会合の実施要件 1. (略) 2. <u>株主総会の会合は、議決票総数の 50 パーセントを超えて代表する株主が出席したときに行うことができる。会社の定款は具体的な割合を規定する。</u> 3～5 (略) 6. <u>優先株式を所有する株主に不利となる内容変更に関する株主総会決議は、会合に出席した同種の優先株主の保有するその優先株式総数の 75 パーセント以上が賛成する、又は書面による意見聴取の形式により</u>

	<u>決議を採択する場合は同種の優先株主が保有するその優先株式総数の75パーセント以上が賛成する場合のみに、採択される。</u>
2014年 企業法	第144条 決議の採択要件 1. (略) 2. この条第1項及び第3項に規定する場合を除くその他の各決議は、 <u>会合に出席した株主全員の議決票総数の少なくとも51パーセントを代表する株主が賛成したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。</u>

2.4.5.2 株主総会の権限事項の拡大

2020年企業法では、株主総会の権限事項として、新たに、①取締役会・監査役会の予算、報酬等の総額の決定、②取締役会、監査役会の活動規則の承認、③独立会計監査会社会社の予算の承認等が加えられた。

	株主総会の決定権限事項
2020年 企業法	第138条 株主総会の権限及び義務 1. (略) 2. 株主総会は、以下の各権限及び義務を有する。 a～i (略) <u>j. 取締役会、監査役会の予算又は報酬、賞与及びその他の利益の総額を決定する。</u> <u>k. 内部管理規則；取締役会、監査役会の活動規則を承認する。</u> <u>l. 会社の活動の監査を実施する独立会計監査会社の予算を承認する；独立会計監査会社が会社の活動の検査を実施することを決定する；必要がある場合に独立会計監査員を罷免する。</u> <u>m. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務</u>
2014年 企業法	第135条 株主総会 1. (略) 2. 株主総会は、以下の各権限及び義務を有する。 a～i (略) <u>j. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務</u>

3 投資法

3.1 ベトナムの投資法の整備の経緯

3.1.1 投資法制定から現行法制定までの概略

現行投資法（法 No. 61/2020/QH14、以下「2020年投資法」という。）は、2020年6月17日に国会で成立し、2021年1月1日に施行された。

ベトナムでは、1986年に市場経済システムの導入と外資誘致政策を主とするドイモイ政策が開始され、その翌年1987年に初めて外国投資法が制定された。当時の外国投資法は、外国投資企業と内資企業に異なる基準を設けていたことから、外国投資企業より批判を受けていた。そこで、2007年、ベトナムの世界貿易機関（WTO）への加入を目的とし、2005年に、外国投資企業と内資企業を平等に扱う内容の投資法が制定された。

その後、2005年に制定された投資法に代わり、2014年に新たな投資法（法 No. 67/2014/QH13、以下「2014年投資法」という。）が制定され、2015年7月1日に施行された。2020年投資法は、2014年投資法の改正法となる。

3.2 2020年投資法に関する法令及び資料

3.2.1 投資法（ベトナム語及び英語）

2020年投資法は、上述のとおり、2020年6月17日に成立し、翌年に施行された。所轄官庁は、計画投資省である。

2020年投資法法典は、以下のリンク先から入手・閲覧が可能である。

- ・ [ベトナム語](#)¹⁸
- ・ [日本語（仮訳）](#)¹⁹

3.2.2 関係法令

2020年投資法に関係する主な下位法令は、投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）No. 31/2021/ND-CPが存在する。

- ・ [ベトナム語](#)²⁰

¹⁸ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=142867&Keyword=61/2020/QH14>

¹⁹ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1lwz-j-att/investment_law_2020.pdf

²⁰ <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=147720&Keyword=31/2021.pdf>

- ・ 日本語（仮訳）²¹

3.3 ベトナムの投資法の概要

2020年投資法は、全7章、77条、4つの別表から構成されている。第1章は「総則」、第2章は「投資の保障」、第3章は「投資の優遇措置及び支援」、第4章は「ベトナムにおける投資活動」、第5章は「外国への投資活動」、第6章は「投資に関する国家管理」、第7章は「施行条項」となっている。また、別表としてベトナムにおいて投資が禁止又は制限されている事業分野等について整理されたリストが存在する。

第1章 総則

第2章 投資の保障

第3章 投資の優遇措置及び支援

第4章 ベトナムにおける投資活動

第1節 投資の形式

第2節 投資方針承認及び投資家選択

第3節 投資登録証明書の発給、調整及び回収手続

第4節 投資プロジェクトの実施展開

第5章 外国への投資活動

第1節 総則

第2節 外国への投資方針承認、投資決定手続

第3節 外国への投資登録証明書の発給、調整及び効力終了の手続

第4節 外国における投資活動の展開

第6章 投資に関する国家管理

第7章 施行条項

別表 1 経営投資が禁止される各麻薬物質

別表 2 禁止される化学物質、鉱物の目録

別表 3 グループ I の絶滅危惧、貴重、希少な野生動植物、水産物の目録

別表 4 条件付き経営投資分野、業種の目録

3.4 2020年投資法の改正の要点

日系企業及び日本人投資家が、ベトナムで「経営投資活動」、すなわち事業活動のために資本を投入しようとする場合には、まず、投資事業が投資禁止分野に該当しないか、該当しないとして条件付き投資分野に該当しないかを慎重に検討する必要がある。

²¹ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_31_2021_ND-CP.pdf

投資法は、投資禁止分野及び条件付き投資分野を以下の4種類に分類し、詳細を定めている。2020年投資法において、当該投資禁止分野及び条件付き投資分野について大幅な改正があったため、当該事項に焦点を当てて紹介する。

- 3.4.1 全投資家を対象とする投資禁止分野
- 3.4.2 全投資家を対象とする条件付き投資分野
- 3.4.3 外国投資家のみを対象とする投資禁止分野
- 3.4.4 外国投資家のみを対象とする条件付き投資分野

3.4.1 全投資家を対象とする投資禁止分野

2020年投資法では、全投資家を対象として、以下の経営投資活動を禁止している(6条1項)。特に、債権回収に関する事業については、2020年投資法で新たに追加された事業である。

1	投資法別表1に規定される各麻薬物質に関する事業
2	投資法別表2に規定される化学物質に関する事業
3	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」別表第1に規定される各種野生植物及び動物の標本に関する事業 この法律別表第3に規定される「グループIの絶滅のおそれのある希少な各種野生植物及び動物の標本」に関する事業
4	売春に関する事業
5	人身売買：人の身体組織・死体・臓器・胎児の売買に関する事業
6	人の無性生殖に関する事業
7	爆竹の売買に関する事業
8	債権回収に関する事業

3.4.2 全投資家を対象とする条件付き投資分野

2020年投資法において、全投資家を対象とする条件付き経営投資活動の分野は、2014年投資法から大幅に修正されている。具体的には、2014年投資法において定められていた243分野から227分野へと修正がされ、全体として見ると投資規制が緩和されたといえる。特に、フランチャイズ、物流サービス、海運貨物運送サービスが条件付き投資分野から削除された点で、実務に与える影響は大きい。他方で、2020年投資法において、新たに追加された分野もあるため、注意が必要である。

以下は、2020年投資法が新たに条件付き経営投資分野として追加・削除した事業、及び2014年投資法で条件付き投資経営分野としていたものの、その内容や表現を修正した事業をまとめたものである。

	2020年投資法	2014年投資法
1	印鑑生産	旧項目1

2	(修正) サポートツール(全面的修理を含む)事業	旧項目 2 : 警察、軍隊のサポートツール事業
3	(修正) 爆竹を除く、火薬を筒に詰めて爆発させる製品の事業	旧項目 3 : 各種の爆竹事業
4	(新設) 録音、記録、位置の特定のために使用する、偽装設備、ソフトウェアの事業	
5	ペイントボールガン販売事業	旧項目 8
6	(修正) 軍隊向けの軍服、軍用品、軍用武器、軍、公安専用の装設備、技術、器材、手段;製造専用工業の特殊な部品、部分、器材及び装設備の事業	旧項目 267 : 武装のための軍服、軍用品、軍用の武器、装備と設備、技術、軍事用、公安用の専用手段;部品、部分、物資及び特殊の設備、製造の専用技術の事業
7	質屋サービス事業	旧項目 4
8	マッサージ事業	旧項目 5
9	優先車両の信号発信装備事業	旧項目 6
10	警備事業	旧項目 7
11	(修正) 防火、消火サービス事業	旧項目 70 : 火事、消火に関するサービス事業
12	弁護士の業務	旧項目 9
13	公証の業務	旧項目 10
14	金融、銀行、建設、古物、遺物、作家の著作権の分野における司法鑑定の業務	旧項目 11
15	財産競売事業	旧項目 12
16	執行、送達の業務	旧項目 14
17	(修正) 破産解決の過程で企業、協同組合の財産を管理、整理する業種	旧項目 15 : 管財人の業務
18	会計サービス事業	旧項目 16
19	会計検査サービス事業	旧項目 17
20	税務手続サービス事業	旧項目 18
21	税関手続サービス事業	旧項目 19
22	免税品事業	旧項目 20
23	(修正) 保税倉庫、LCL 貨物集荷場事業	旧項目 21 : 外関倉庫事業
24	(修正) 税関の収取、検査、監察の手続事業	旧項目 23 : 出入国管理区域の内外で税関検査サービスをする事業
25	証券事業	旧項目 24
26	(修正) ベトナム証券保管振替公社、上場証券及びその他の各種の証券の取引市場の組織の登録保管振替決済事業	旧項目 25 : 証券保管センター、上場証券及びその他の各種の証券の取引市場の組織の記録保管相殺決済事業
27	保険事業	旧項目 26

28	再保険事業	旧項目 27
29	(修正) 保険仲介、保険補助活動	旧項目 28 : 保険仲介
30	保険代理	旧項目 29
31	(修正) 価格鑑定サービス事業	旧項目 31 : 価格審査決定サービス事業
32	宝くじ事業	旧項目 33
33	(修正) 外国人に対する賞品付きの電子ゲーム事業	旧項目 34 : 外国人に対する賞品付きの電磁娯楽事業
34	信用格付サービス事業	旧項目 37
35	カジノ事業	旧項目 38
36	(修正) 賭博事業	旧項目 39 : 賭博サービス事業
37	希望年金基金サービス事業	旧項目 40
38	石油類事業	旧項目 41
39	ガス事業	旧項目 42
40	商事鑑定事業	旧項目 43
41	爆発性の工業原料事業 (廃棄活動を含む)	旧項目 44
42	爆薬材料販売事業	旧項目 45
43	(修正) 爆発性の工業原料及び爆薬材料を使用する事業	旧項目 46
44	ダイナマイトを仕掛ける事業	旧項目 47
45	(修正) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に従って禁じられる化学物質を除く、化学物質事業	旧項目 48 : 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に従った化学物質を除く、化学物質販売事業
46	酒の事業	旧項目 50
47	タバコ、タバコの原料、タバコ専用の機械、設備の事業	旧項目 51
48	商工省の専門分野管理領域に属する食品事業	旧項目 54
49	商品取引所の活動	旧項目 52
50	(修正) 電気の発電、送電、分配、卸売り、小売り、電力専門分野のコンサルタントの活動	旧項目 53 : 電気の発電、送電、分配、卸売り、小売り、輸出、輸入、電力専門分野のコンサルタントの活動
51	米の輸出	旧項目 55
52	特別な消費税を有する品物の暫時の輸入、再輸出の事業	旧項目 56
53	冷凍食品の暫時の輸入、再輸出の事業	旧項目 57
54	中古品一覧表に属する品物の暫時の輸入、再輸出の事業	旧項目 58
55	鉱産物事業	旧項目 62
56	工業の前駆物質事業	旧項目 63

57	(修正) ベトナムにおける外国サービス提供者の品物の売買及び品物の売買と直接関連性を有する各活動	旧項目 64 : 外国投資家の品物の売買及び品物の売買と直接関連を有する各活動
58	マルチ商法事業	旧項目 91
59	電子商取引活動	旧項目 65
60	石油・ガス活動	旧項目 66
61	(新設) エネルギー検査	
62	職業教育活動	旧項目 68
63	(新設) 職業教育品質検定	
64	職業技能評価サービス事業	旧項目 71
65	(修正) 労働安全技術検定サービス事業	旧項目 73 : 労働安全について厳格な要請を有する各機械、設備、原料に対する労働安全方法の技術検査サービス事業
66	労働安全、労働衛生の訓練サービス事業	旧項目 74
67	職業紹介サービス事業	旧項目 75
68	外国への労働者派遣サービス事業	旧項目 76
69	(修正) 麻薬中毒更生、禁煙、HIV/AIDS 治療、高齢者、障害者、若年者保護サービス事業	旧項目 77 : 麻薬中毒更生サービス事業
70	労働者再雇用サービス事業	旧項目 79
71	陸上運送事業	旧項目 80
72	自動車の保証、整備サービス事業	旧項目 81
73	(新設) 自動車の生産、組み立て、輸入	
74	動力を有する乗り物の検定サービス事業	旧項目 82
75	自動車運転者養成サービス事業	旧項目 83
76	交通安全審査者養成サービス事業	旧項目 84
77	運転者試験サービス事業	旧項目 85
78	交通安全審査サービス事業	旧項目 86
79	(修正) 水路輸送事業	旧項目 87 : 船舶輸送事業
80	内陸部の河川の交通手段となる船の新造、交換、修理、回復サービス事業	旧項目 88
81	内陸部の河川の交通手段となる船の船員と運転者の養成サービス事業	旧項目 89
82	(新設) 海運船員の訓練、育成及び海運船員の募集、調達	
83	(新設) 海運安全保証サービス事業	
84	(修正) 海上運送事業	旧項目 90 : 海洋運送、海船代理業
85	曳舟サービス事業	旧項目 92
86	中古海船の輸入、解体	旧項目 93
87	海船の新造、交換、修理サービス事業	旧項目 94

88	(修正) 港湾開発事業	旧項目 95 : 海湾開発事業
89	航空運送事業	旧項目 96
90	ベトナムにおける飛行機、飛行機エンジン、飛行機のプロペラ及び飛行機の装備設備の設計、生産、整備、試験サービス事業	旧項目 97
91	航空、空港事業	旧項目 98
92	空港における航空サービス事業	旧項目 99
93	(修正) 飛行活動保証サービス事業	旧項目 100 : 飛行活動保証供給サービス事業
94	航空員の義務の訓練、養成サービス事業	旧項目 101
95	鉄道運送事業	旧項目 102
96	鉄道インフラストラクチャ事業	旧項目 103
97	都市鉄道事業	旧項目 104
98	複合運送サービス事業	旧項目 105
99	(修正) 危険物輸送サービス事業	旧項目 106 : 陸上、航路の交通手段による危険物輸送サービス事業
100	パイプライン事業	旧項目 107
101	不動産事業	旧項目 109
102	(新設) 清浄水 (生活用の水) 事業	
103	(新設) 建築サービス事業	
104	(修正) 建設投資プロジェクト管理コンサルタントサービス事業	旧項目 113 : プロジェクトコンサルタントサービス事業
105	(修正) 建設審査サービス事業	旧項目 114 : 建設詳細調査サービス事業
106	建設設計、建設設計審査サービス事業	旧項目 115
107	(修正) 大規模建設施行監察コンサルタントサービス事業	旧項目 116 : 大工事建設施行監察コンサルタントサービス事業
108	(修正) 大規模建設施行サービス事業	旧項目 117 : 大工事建設施行サービス事業
109	(修正) 外国の請負人による建設活動	旧項目 119 : 外国投資家の建設活動
110	建設投資支出管理サービス事業	旧項目 120
111	(修正) 建設の検定サービス事業	旧項目 121 : 建設工事品質適合性についての検定承認サービス事業
112	(新設) 建設専門分野実験サービス事業	
113	(新設) マンション運用、管理サービス事業	
114	(新設) 火葬場運用、管理サービス事業	
115	(修正) 建設企画設計作成サービス事業	旧項目 124 : 建設企画設計サービス事業

116	蛇紋石系に属する白石綿の生産品の事業	旧項目 126
117	郵政サービス事業	旧項目 127
118	通信サービス事業	旧項目 128
119	デジタル署名が正しいことの承認サービス事業	旧項目 130
120	(修正) 出版社の活動	旧項目 131 : 出版社の設立、活動
121	(修正) 包装紙の印刷を除く印刷サービス事業	旧項目 132 : 印刷事業
122	出版物発行サービス事業	旧項目 133
123	ソーシャルネットワークキングサービス事業	旧項目 134
124	(修正) 通信、インターネット上のゲーム事業	旧項目 135 : ネットワークの娯楽事業
125	有料放送、放映サービス事業	旧項目 136
126	総合ウェブサイト設立サービス事業	旧項目 137
127	外国のパートナーに対して輸入を禁じられている中古情報技術生産品の一覧表に属する消耗した中古情報技術生産品の加工、再製、修理、新しくする作業のサービス	旧項目 138
128	(修正) 通信、インターネット上の情報内容サービス事業	旧項目 140 : 移動通信、インターネットにおける情報内容、情報技術の供給
129	(新設) ドメイン登録、維持サービス事業	
130	(新設) データセンターサービス事業	
131	(新設) 電子識別、認証サービス事業	
132	(修正) ウェブ情報の安全の生産、サービス事業	旧項目 142 : 情報安全の生産とサービスの事業
133	(新設) 輸入メディア発行サービス事業	
134	(新設) 民事暗号生産、サービス事業	
135	(修正) 移動情報波にトラブルを起こし、破壊する設備の事業	旧項目 141 : 移動情報波にトラブルを起こし、破壊する各設備の事業
136	(修正) 幼児教育事業活動	旧項目 150 : 幼児教育組織活動
137	(修正) 小学校、中学校、高校の教育事業活動	旧項目 147 : 普通教育組織活動
138	(修正) 大学教育事業活動	旧項目 143 : 大学教育の組織の活動
139	(修正) 外国の投資資金を有する教育組織、ベトナムにある外国教育の代表事務所、外国の投資資金を有する教育組織の分校、の活動	旧項目 144 : 外国の投資資金を有する教育組織の活動、ベトナムにある外国教育代表事

		務所、外国の投資資金を有する教育組織の分校
140	(修正) 継続教育組織活動	旧項目 145 : 常時教育組織の活動
141	(修正) 専門個別学校活動	旧項目 149
142	(修正) 外国と連携した養成活動	旧項目 151
143	(新設) 教育品質検定	
144	(新設) 留学コンサルタントサービス事業	
145	水産物の開発	旧項目 153
146	水産物事業	旧項目 155
147	(修正) 水産飼料、畜産飼料の事業	旧項目 156 : 水産物のための飼料の事業
148	(修正) 水産飼料、畜産飼料の検査サービス事業	旧項目 159 : 水産物のための飼料の有効性の調査サービス事業
149	(修正) 水産物、畜産養殖における生物学、微生物、化学物質、環境処理物質の製品の事業	旧項目 157 : 水産物養殖における生物学、微生物、化学物質、環境改良処分質の製品の事業
150	(新設) 漁船の新造、改良事業	
151	(新設) 漁船の検査	
152	(新設) 漁船の乗組員の訓練、育成	
153	(修正) 絶滅のおそれのある野生動植物の種に取引に関する条約 (CITES) の付録及び絶滅寸前の、貴重な、希少な野生動植物、水産物の目録に属する動植物の育成	旧項目 160 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録に記載されている野生の各種動植物の生殖、育成、人口植
154	(修正) 一般の野生動物の飼育	旧項目 162 : 普通の野生動物の生殖と育成
155	(修正) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録及び絶滅危惧、貴重、希少な野生動植物、水産物の目録に属する自然からの標本の輸出、輸入、再輸出、国内通過、海からの入国	旧項目 163 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録に規定された自然からの動植物の輸出、輸入、再輸出、国内通過、海からの入国
156	(修正) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録及び絶滅危惧、貴重、希少な野生動植物、水産物の目録に属する、生殖、育成、人口植した標本の輸出、輸入、再輸出	旧項目 164 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録に規定された、生殖、育成、人口植した見本 (模造品) の輸出、輸入、再輸出
157	(新設) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約 (CITES) の付録及び絶	

	滅危惧、貴重、希少な野生動植物、水産物の目録に属する動植物の標本の加工、取引、運搬、宣伝、展示、保存	
158	農薬事業	旧項目 165
159	植物検疫の範囲に属する物体の処理サービス事業	旧項目 166
160	(修正) 農薬の有効性検査サービス事業	旧項目 167 : 農薬の有効性の調査サービス事業
161	植物保護サービス事業	旧項目 168
162	獣医学の薬と獣医学で使用されるワクチン、生物学製品、微生物、化学物質の事業	旧項目 169
163	獣医学の技術サービス事業	旧項目 170
164	動物の検査、手術サービス事業	旧項目 171
165	動物に対する注射、病気の診断、処方薬の作成、病気の治療、健康の世話のサービス事業	旧項目 172
166	(修正) 獣医学の薬(獣医学の薬、水産獣医学の薬、獣医学と水産学で使用されるワクチン、生物学製品、微生物、化学物質からなる)の試験、有効性の検査サービス事業	旧項目 173 : 獣医学の薬(獣医学の薬、水産獣医学の薬、獣医学と水産獣医学で使用されるワクチン、生物学製品、微生物、化学物質からなる)の試験、有効性の検査サービス事業
167	(新設) 家畜の大規模飼育事業	
168	(新設) 家畜、家禽のと殺事業	
169	(修正) 農業農村開発省の専門分野の管理に属する食品事業	旧項目 175 : 農業農村発展省の専門分野の管理に属する食品事業
170	(新設) 動物、動物製品の検疫隔離サービス事業	
171	(新設) 肥料事業	
172	肥料有効性検査サービス事業	旧項目 176
173	植物種、動物種の事業	旧項目 177
174	(新設) 水産物種の事業	
175	(新設) 植物種、動物種の検査サービス事業	
176	(新設) 水産物種の検査サービス事業	
177	(修正) 水産、畜産における環境処理の生物学製品、微生物、化学物質の検査サービス事業	旧項目 186 : 水産物の養殖における環境改良処理の生物学製品、微生物、化学物質の試験、有効性の検査サービス事業
178	遺伝子組み換え製品の事業	旧項目 187
179	病気の診断、病気の治療サービス事業	旧項目 192

180	美容外科手術サービス事業	旧項目 204
181	薬事業	旧項目 196
182	化粧品生産	旧項目 198
183	(修正) 家庭医療領域における殺虫、滅菌をする化学物質、製品事業	旧項目 201 : 家庭医療の分野において使用される昆虫を殺し、細菌を殺す製品の事業
184	医療用具事業	旧項目 208
185	(修正) 知的所有についての鑑定(著作権及び関連する権利についての鑑定、工業所有鑑定及び植物種に対する権利についての鑑定を含む) サービス事業	旧項目 211 : 工業所有鑑定サービス事業
186	(修正) 放射線業務実施サービス事業	旧項目 212 : 放射線業務進行サービス事業
187	原子エネルギー応用援助サービス事業	旧項目 213
188	(修正) 適合性評価サービス事業	旧項目 215 : 工業化学(科学技術)の分野との一致性の評価サービス事業
189	(修正) 計量器、測定の水準の検定、校正、試験サービス事業	旧項目 216 : 計量器、測定の水準の検定、校正、実験サービス事業
190	(修正) 技術の評価、価格審査及び鑑定サービス事業	旧項目 218 : 技術の評価、価格決定及び鑑定サービス事業
191	(修正) 知的所有権代表サービス(工業所有の代表サービス及び植物種に対する権利の代表サービスを含む) 事業	旧項目 219 : 知的所有権代表サービス事業
192	(修正) 映画発行、及び普及サービス事業	旧項目 220 : 映画製作
193	古物鑑定サービス事業	旧項目 221
194	(修正) 遺跡の保管、補修及び回復のプロジェクト企画立案、実施、実施の監察のサービス事業	旧項目 222 : 遺跡の保管、補修及び回復のプロジェクト戦略立案、又は遺跡の保管、補修及び回復のプロジェクト事業の実施、実施の監察のサービス事業
195	カラオケ、ダンスホールのサービス事業	旧項目 223
196	旅行サービス事業	旧項目 224
197	(修正) スポーツ企業、専門スポーツクラブのスポーツ活動事業	旧項目 225 : スポーツ活動事業
198	芸術公演、ファッションショーの上演、美人、モデルコンテスト実施サービス事業	旧項目 226
199	音楽、舞台の演芸の録音、録画事業	旧項目 227
200	(修正) 宿泊サービス事業	旧項目 230 : 宿泊施設サービス事業

201	国家の遺物、古物、宝物の売買	旧項目 232
202	国家所有に属さず、政治組織、政治-社会組織の所有に属する遺物、古物の輸出;文化スポーツ旅行省の専門分野の管理に属する文化物の輸入	旧項目 235
203	博物館サービス事業	旧項目 233
204	(修正) 電子ゲーム事業 (外国人向けの賞品付き電子ゲーム事業及びインターネット上の賞品付き電子ゲーム事業を除く)	旧項目 234: 電子娯楽事業 (外国人向けの有償電子娯楽事業及びインターネット上の有償電子娯楽事業を除く)
205	土地調査、評価コンサルタントサービス事業	旧項目 237
206	(修正) 土地使用企画、計画立案サービス事業	旧項目 238: 土地使用の企画、計画を立案する事業
207	(修正) 情報工業技術インフラストラクチャの作成、土地情報システムのソフトウェアの作成サービス事業	旧項目 239: 情報工業技術の下層の作成、土地情報システムのソフトウェアの作成サービス事業
208	(修正) 土地データベース作成サービス事業	旧項目 240: 土地データの基礎作成サービス事業
209	地価確定サービス事業	旧項目 241
210	測量と地図のサービス事業	旧項目 243
211	(新設) 気象予報、警報サービス事業	
212	(修正) 地下水掘削、調査サービス事業	旧項目 244: 地下水掘削サービス事業 旧項目 245: 地下水調査サービス事業
213	(修正) 天然水の開発、使用、水源への排水サービス事業	旧項目 246: 水の開発、処理及び供給サービス事業 旧項目 247: 排水サービス事業
214	(新設) 水源の基礎調査、企画、計画、報告の立案のコンサルタントサービス事業	
215	(修正) 産物調査サービス事業	旧項目 248: 鉱産物調査サービス事業
216	(修正) 鉱産物開発	旧項目 249
217	(修正) 有害廃棄物運搬、処理サービス事業	旧項目 250: 有害廃棄物管理サービス事業
218	スクラップの輸入	旧項目 251
219	環境観測サービス事業	旧項目 252
220	商業銀行の事業活動	旧項目 256
221	(修正) 銀行を除いた与信機関の事業活動	旧項目 257: 非銀行与信機関の事業活動

222	(修正) 協同組合銀行、人民信用基金、マイクロファイナンスの事業活動	旧項目 258 : 協同組合銀行、人民信用基金、マイクロファイナンス金融機関等の事業活動
223	(修正) 中間決済サービスの提供、顧客の決済口座を通じない決済サービスの提供	旧項目 259 : 中間清算サービスの提供
224	(修正) 信用情報サービスの提供	旧項目 260 : 信用情報の提供
225	(修正) 与信機関でない組織の外国為替経営、サービス提供活動	旧項目 261 : 外国為替活動
226	(修正) 金事業	旧項目 262 : 金地金売買事業 旧項目 263 : 金地金の生産、金地金生産のための金の原料の輸出及び金の原料の輸入 旧項目 264 : 金の装飾品、工芸品の生産
227	(修正) お金を印刷、鋳造する活動	旧項目 266 : 貨幣を印刷、鋳造する活動

3.4.3 外国投資家のみを対象とする投資禁止分野

1. 商業分野において国が独占権を行使する商品／サービス一覧に該当する商品／サービスの経営
2. 報道活動及びあらゆる形式のニュース収集活動
3. 海産物の漁獲・採捕
4. 捜査及び安全保障サービス
5. 司法行政サービス（司法鑑定サービス、延吏サービス、資産競売サービス、公証サービス、管財人のサービスを含む）
6. 契約に基づく労働者の外国就労派遣サービス
7. インフラと密着した土地所有権の譲渡を伴う墓地・墓園インフラの建設投資
8. 各家庭からの直接のゴミ回収サービス
9. 公衆意見調査サービス（世論調査）
10. 発破サービス
11. 武器・爆発物・補助ツールの生産・経営
12. 中古船舶の輸入、解体
13. 公益郵便サービス
14. 仲介貿易経営
15. 一時輸入再輸出経営
16. 外国投資家、外資経済組織に輸出権、輸入権、流通権の行使が認められていない物品の輸出権、輸入権、流通権の行使
17. 武装組織に属する部門の公的資産の引き取り、購入、処分
18. 軍事用の材料や機器の生産、武装組織向けの軍装品、軍用品、軍事兵器、軍事・公安用の機器、技術、機材、特殊車両、それらを製造するための部品、パーツ、物資、特殊機器・技術の経営

19. 工業所有権代表サービス、知的所有に関する鑑定サービス
20. 航路・水域標識の設置、運営、維持サービス、航路・水域の調査サービス、水域・港湾・航路の海図の調査、作成、発行サービス、海上の安全にかかる資料・印刷物の作成、発行
21. 水域・航路における安全を確保するための管制サービス/海上電子情報サービス
22. 交通運輸車両（車両のシステムや機器等を含む）の検定（検査、試験）及び認証サービス、交通運輸用の車両、特殊機器、コンテナ、危険物包装機器の技術的安全性・環境保護の検定及び認証サービス、海上石油・ガス探査、開発、輸送機器・設備の技術的安全性・環境保護の検定及び認証サービス、交通運輸車両及び海上石油・ガス探査、開発、輸送用の機器・設備に設置された、労働安全面での厳格な要求のある機械・機器の労働安全の技術検定サービス、漁船登録検査サービス
23. 自然林の調査、評価、開発サービス（森林伐採や希少野生動物の捕獲・狩猟、農業で使用される作物、家畜、微生物の遺伝資源管理を含む）
24. 農業農村開発省が審査、評価する前の、新しい家畜品種の遺伝資源の研究あるいは使用
25. 旅行サービス（ベトナムを訪れる外国人観光客向けの国際旅行サービスを除く）

3.4.4 外国投資家のみを対象とする条件付き投資分野

1. 映像記録版を含む文化製品の制作及び配給
2. テレビ番組及び音楽・舞踊作品、舞台、映画の制作、配給、上映
3. ラジオ及びテレビサービス
4. 保険、銀行、証券経営及び保険、銀行、証券経営に関連するその他のサービス
5. 郵便、通信サービス
6. 広告サービス
7. 印刷サービス、出版物発行サービス
8. 測量及び地図サービス
9. 高所からの撮影サービス
10. 教育サービス
11. 天然資源、鉱物、石油・ガスの探査、開発、加工
12. 水力発電、洋上風力発電、原子力エネルギー
13. 鉄道、航空、道路、河川、海路、パイプラインによる貨物及び旅客輸送
14. 水産養殖
15. 林業、狩猟
16. 賭け、カジノ経営
17. 警備サービス
18. 河川港、海港、空港の建設、運営、管理
19. 不動産経営
20. 法務サービス
21. 獣医サービス
22. ベトナムにおける外国のサービス提供者の商品売買活動及び商品売買活動に直接関連する活動
23. 検査及び技術分析サービス

24. 観光サービス
25. 健康サービス及び社会サービス
26. スポーツ及び娯楽サービス
27. 製紙
28. 29人乗り以上の運送車両の生産
29. 伝統的市場（いちば）の開発・運営
30. 商品取引所活動
31. 国内小口貨物集荷サービス
32. 会計監査、会計、会計帳簿、税サービス
33. 価格査定サービス、株式化のための企業価値算定コンサルティング
34. 農林水産業に関連するサービス
35. 航空機の生産、製造
36. 鉄道機関車及び車両の生産、製造
37. タバコ製品、タバコ原料、タバコ業界用の機械設備の生産、経営
38. 出版社活動
39. 船舶の新造、修理
40. 廃棄物の回収サービス、環境観測サービス
41. 商事仲裁サービス、和解仲裁
42. ロジスティクスサービス
43. 沿岸輸送
44. 希少作物の栽培、生産あるいは加工、希少野生動物の繁殖、及びこれらの動物又は作物の加工、処理（生きている動物及びその製品を含む）
45. 建設材料の生産
46. 建設及び関連する技術サービス
47. オートバイの組み立て
48. スポーツ、美術、芸術公演、ファッションショー、美人・モデルコンテストに関連するサービス、及びその他エンターテインメント、娯楽活動
49. 航空輸送支援サービス、空港・飛行場における地上技術サービス、機内食サービス、通信・航法・監視サービス、航空気象サービス
50. 船舶代理サービス、船舶曳航サービス
51. 文化遺産、著作権・著作隣接権、写真撮影、録画、録音、芸術展示、フェスティバル、図書館、博物館に関連するサービス
52. 観光促進・PRに関連するサービス
53. 芸能人・スポーツ選手向けの代表、採用代理、スケジュール設定、管理サービス
54. 家族に関連するサービス
55. 電子商取引活動
56. 墓地経営、墓地サービス及び埋葬サービス
57. 航空機による播種及び化学薬品噴霧サービス
58. 水先案内サービス
59. 国会、国会常務委員会、政府、首相の試験的メカニズムに基づく投資業種

4 知的財産法

4.1 ベトナムの知的財産法の整備の経緯

4.1.1 知的財産法制定から現行法制定までの概略

ベトナムでは、1981年に知的財産権に関する保護を定めた最初の政令である「技術改良、生産の合理化への革新及び特許に関する政令」（政令 No. 31/CP）が施行された。その後、「工業所有権の保護に関する法令」や「民法」において、知的財産権に法律レベルの保護が与えられるようになった。

2005年に初めて、知的財産法が制定（法 No. 50/2005/QH11、以下「2005年知財法」という。）され、特許、意匠、商標、著作権等の知的財産権が一つの法律の中に規定されることとなった。2005年知財法は、2007年のベトナムのWTO加盟に向け、知的財産権の保護に関するTRIPS協定と内容を合わせることを一つの目的としていた。

2005年知財法は、2009年に一部改正され（法 No. 36/2009/QH12、以下「2009年知財法」という。）、2010年に施行された。さらに、2005年知財法及び2009年知財法は、2019年に一部改正され（法 No. 42/2019/QH14、以下「2019年知財法」という。）、2019年11月1日に施行された。2019年知財法は、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）加盟に向け、CPTPPと内容を合わせることを一つの目的としていた。

ベトナムは知的財産法に関連する以下の国際条約及び協定に加盟している。

- ・工業所有権保護に関するパリ条約
- ・特許協力条約（通称「PCT条約」）
- ・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・マドリッド協定
- ・TRIPS協定

4.2 2019年知財法に関する法令及び資料

4.2.1 知財法

2019年知財法は、2005年知財法及び2009年知財法を改正した法律であり、2019年6月14日に成立し、2019年11月1日に施行された。所轄官庁は、ベトナム国家知的財産庁である。2019年知財法、2005年知財法及び2009年知財法は、それぞれ以下のリンク先から参照することが可能である。

2019年知財法（法 No. 42/2019/QH14）

- ① ベトナム語²²
- ② 英語²³

2009 年知財法（法 No. 36/2009/QH12）

- ① ベトナム語²⁴
- ② 英語²⁵
- ③ 日本語（仮訳）²⁶

2005 年知財法（No. 50/2005/QH11）

- ① ベトナム語²⁷
- ② 英語²⁸
- ③ 日本語（仮訳）²⁹

4.2.2 関係法令

現在、2005 年知財法及び 2009 年知財法に関して、主に以下の下位法令がある。それぞれのリンク先は、次のとおりである。

- ① 政令 No. 103/2006/ND-CP（産業財産に関する知的財産法の細則及び施行ガイドラインの政令）
 - ・ ベトナム語³⁰
 - ・ 英語³¹
 - ・ 日本語³²
- ② 政令 No. 105/2006/ND-CP（知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する知的財産法の条項の細則及び施行ガイドラインの政令）

²² <http://vbpl.vn/tw/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?dvid=13&ItemID=136041>

²³ <https://wipo.lex.wipo.int/en/text/582363>

²⁴ <http://vbpl.vn/TW/pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=11716>

²⁵ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=10477&Keyword=36/2009/QH12>

²⁶ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_38.pdf

²⁷ <http://vbpl.vn/tw/Pages/vbpq-toanvan.aspx?dvid=13&ItemID=16748>

²⁸ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=5978&Keyword=50/2005/QH11>

²⁹ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_38.pdf

³⁰ <http://vbpl.vn/tw/Pages/vbpq-toanvan.aspx?dvid=13&ItemID=15221>

³¹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=4933&Keyword=103/2006/>

³² <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1022116/www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>（ベトナム「産業財産権に関する政令」）

- ベトナム語³³
- 英語³⁴
- 日本語³⁵

③ 政令 No. 99/2013/ND-CP (工業所有権に関する行政上の制裁措置の政令)

- ベトナム語³⁶
- 英語³⁷
- 日本語³⁸

④ 通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN (政令 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する通達)

- ベトナム語³⁹
- 日本語⁴⁰

⑤ 通達 No. 16/2016/TT-BKHCHN (通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN の修正・補足の省令)

- ベトナム語⁴¹

⑥ 通達 No. 05/2013/TT-BKHCHN (通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN の修正・補足の省令)

- ベトナム語⁴²

4.3 ベトナムの知財法の概要

知的財産法は、人間の知的活動によって生み出された価値のあるアイデアや創作物といった知的財産を、法律で権利として保護する規定である。ベトナムの知的財産法が保護対象としている知的財産権は、著作権、著作隣接権、工業所有権、植物

³³ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=15220&Keyword=105/2006>

³⁴ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=4932&Keyword=105/2006>

³⁵ 前掲注 32 (ベトナム「権利保護と知財管理に関する政令」)

³⁶ <https://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=31905&Keyword=99/2013>

³⁷ <https://wipolex.wipo.int/en/text/446145>

³⁸ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/laws_industrial_property_rights_legislative_sanction_992013ND-CP.pdf

³⁹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=14011&Keyword=01/2007>

⁴⁰ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-sangyou_syourei.pdf

⁴¹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=127502&Keyword=16/2016>

⁴² <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=41192&Keyword=05/2013/TT-BKHCHN>

品種の権利である⁴³。「工業所有権」の中に特許権、実用新案権、工業意匠権、商標権といった知的財産権が包括的に入っている点が、ベトナムの知的財産法の特徴であり、それぞれの権利が別々の知的財産権として別個の法律で保護されている日本とは異なり、包括的な権利保護対象となっている点が特徴的である。

4.4 2019年知財法の要点

2019年知財法は、基本的に2005年知財法及び2009年知財法の条文を踏襲しながら、改正部分のみが記載された形式となっている。今回の法律改正の部分が全て反映された日本語訳は、JICA及び特許庁のサイトに掲載されていない（2021年1月現在）。そのため、2019年知財法の改正部分につき、日本語訳をまとめる意義があると考え、以下のとおりまとめる。

4.4.1 2019年知財法6条（知的所有権の発生、確定の根拠）

2019年知財法により、地理的表示における工業所有権が別途規定された。

新知財法	<p>第6条（知的所有権の発生、確定の根拠）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3. 知的所有権は、次のとおり確定する。</p> <p>a 発明、意匠、回路配置、及び標章における工業所有権は、本法に規定する登録手続に従う保護證書の付与に関し、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。<u>地理的表示における工業所有権は、本法に定める登録手続による保護證書の付与又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認に関する国家所管当局の決定に基づいて設定される。</u></p> <p><u>b・c・d（略）</u></p> <p>4（略）</p>
旧知財法	<p>第6条（知的所有権の発生、確定の根拠）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3. 知的所有権は、次のとおり確定する。</p> <p>a 発明、意匠、回路配置、<u>標章及び地理的表示</u>における工業所有権は、本法に規定する登録手続に従う保護證書の付与に関し、又はベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に基づく国際登録の承認</p>

⁴³ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jlwzj-att/legal_38.pdf（参考：知財法1条）

	に関して国家所管当局が行う決定に基づいて確定する。周知標章に関しては、所有権は、登録手続とは無関係に使用に基づいて確定する。 <u>b・c・d (略)</u> 4 (略)
--	---

4.4.2 2019年知財法 60条3項及び4項（新規性の例外）

2019年知財法 60条3項及び4項は、新規性の例外（グレースピリオド）を定める。新規性は、特許を受けるための要件の一つであり、特許出願前に公表された発明は、原則として新規性が無いとして、特許を受けることができない。もっとも、このような場合に、例外を認めず、一律に新規性を喪失させると、不都合も生じる。そこで、2019年知財法 60条3項及び4項は、新規性の例外を設けた。

2019年知財法により、新規性の例外の期間が6か月から12か月に延長され、例外の対象となる範囲も以下のとおり拡大された。これらにより、新規性の例外の適用範囲が広がった。

4.4.2.1 60条3項の内容

2019年知財法では、発明が公開された日から、12か月以内にベトナム国内で特許出願がなされた場合であって、かつ、以下①から④に該当する場合に限り、「新規性を喪失したものとはみなされない」と規定されている。

- ① 特許を受ける権利を有する者による発明の公開
- ② 特許を受ける権利を有する者から直接・間接に発明に関する情報を得た者による発明の公開
- ③ 工業所有権に関する国家所管当局により公告された工業所有権出願又は工業所有権証明書において公告された発明であって、その公告が法令に違反している場合
- ④ ③の出願が登録権を有しない者により提出された場合

なお、工業所有権には、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利及び正競争の防止についての権利が含まれる（2019年知財法 4条4項）

4.4.2.2 2005年知財法・2009年知財法 60条3項の内容

旧法では、発明が公開された日から、6か月以内に特許出願がなされた場合であって、かつ、以下①から③の場合に該当する限り、「新規性を喪失したものとはみなさない」と規定されていた。

- ① 特許を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開されたとき
- ② 特許を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開されたとき

③ 特許を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示されたとき

<p>新知財法</p>	<p>第 60 条（発明の新規性）</p> <p>1. 発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。</p> <p>2. 発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。</p> <p>3. <u>第 86 条に定める特許の権利を有する者又はその者から直接若しくは間接に発明に関する情報を得た者により発明が公開されたときは、公開された日から 12 か月以内にベトナムにおいて特許出願が提出された場合に限り、新規性を喪失したものとみなされない。</u></p> <p>4. <u>本条第 3 項の規定は、工業所有権に関する国家所管当局により公告された工業所有権出願又は工業所有権証明書において公告された発明であって、その公告が法令に違反している場合又はその出願が特許を受ける権利を有しない者により提出された場合にも適用される。</u></p>
<p>旧知財法</p>	<p>第 60 条（発明の新規性）</p> <p>1. 発明は、それが発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていないときは、新規であるとみなす。</p> <p>2. 発明は、それを秘密に保持する義務を有する限られた人数の者のみに知られているときは、未だ公然と開示されていないものとみなす。</p> <p>3. <u>発明が次の状況において公開されたときは、公開された日から 6 か月以内に発明の登録出願がなされた場合に限り、新規性を喪失したものとみなさない。</u></p> <p>a <u>第 86 条に定める特許を受ける権利を有する者の許可なしに他人により公開されたとき。</u></p> <p>b <u>第 86 条に定める特許を受ける権利を有する者により科学的提示の形態で公開されたとき。</u></p> <p>c <u>第 86 条に定める特許を受ける権利を有する者によりベトナム国内博覧会又は公式若しくは公認の国際博覧会において展示されたとき。</u></p>

4. 4. 3 2019 年知財法 61 条（発明の進歩性）

2019 年知財法 61 条は、発明の進歩性を定める。

進歩性も、新規性（2019年知財法60条）と同様、特許を受けるための要件の一つである。そして、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が先行技術に基づいて容易にできた発明は、原則として進歩性を有していないとして、特許を受けることができない。

2019年知財法61条2項において、同法60条3項及び4項によって新規性の例外要件が緩和されたことに伴い、進歩性の要件も同様に緩和された。すなわち、2019年知財法60条3項及び4項に従って公開された発明の技術的解決は、当該発明の進歩性の評価の基礎として使用してはならないことが新たに明記された。

<p>新知財法</p>	<p>第61条 発明の進歩性</p> <p>1. 発明は、発明登録出願の出願日、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に開示されているすべての技術的解決に基づいて、それが発明的進歩を構成し、かつ、当該技術の熟練者により容易に創出できるものでないときは、進歩性を含むものとみなす。</p> <p>2. <u>第60条第3項及び第4項に従って開示された発明の技術的解決策は、当該発明の進歩性の評価の基礎として使用してはならない。</u></p>
<p>旧知財法</p>	<p>第61条 発明の進歩性</p> <p>発明は、発明登録出願の出願日、又は該当する場合は優先日前に、ベトナム国内又は国外において、使用により又は書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により既に開示されているすべての技術的解決に基づいて、それが発明的進歩を構成し、かつ、当該技術の熟練者により容易に創出できるものでないときは、進歩性を含むものとみなす。</p>

4.4.4 2019年知財法80条（地理的表示として保護されない主題）

2019年知財法80条は、地理的表示として保護されない主題を定める。

4.4.4.1 地理的表示保護制度と商標制度との調整規定

2019年知財法80条3項は、地理的表示保護制度と商標の制度との調整規定を置く。地理的表示保護制度と商標の制度は、それぞれ独立した制度であり、各々の要件を充足すれば、重複して登録することが可能となる。もっとも、両者が重複して登録された場合、不都合が生じる場合もある。そこで、旧法は、「保護標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じさせるおそれがある場合」に地理的表示として保護されない旨を定めていた。

2019年知財法は、「保護標章」のみならず、「先の出願日若しくは優先日を有する出願の対象である標章」と「同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じさせるおそれがある場合」にも地理的表示とし

て保護されない旨を明記した。すなわち、地理的保護制度との関係においては、商標として保護される範囲が従来の規定と比べ広く規定されたこととなる。

4.4.4.2 「商品の一般名称となっている名称、表示」の判断基準

また、2009年知財法80条1項では、「商品の一般名称となっている名称、表示」は、地理的表示として保護されない旨が明記されていたが、その判断基準については、規定がされていなかった。

2019年知財法80条では、当該「商品の一般名称となっている名称、表示」の判断基準について、「ベトナムの関連消費者の認識」を根拠とすることが新たに明記された。

<p>新知財法</p>	<p>第79条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件</p> <p>地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること <p>第80条（地理的表示として保護されない主題）</p> <p>次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ベトナムの関連消費者の認識に基づき</u>、商品の一般名称となっている名称、表示 2. 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使用されることがない場合 3. <u>保護標章又は先の出願日若しくは優先日を有する出願の対象である標章</u>と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じさせるおそれがある場合 4. （略）
<p>旧知財法</p>	<p>第79条 保護に適格な地理的表示に係る一般的要件</p> <p>地理的表示は、それが次の条件を満たすときは、保護に適格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域又は国を原産とすること <p>80条（地理的表示として保護されない主題）</p> <p>次の主題は、地理的表示として保護されないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ベトナムにおける</u>商品の一般名称となっている名称、表示 2. 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、又はもはや保護され若しくは使用されることがない場合 3. 保護標章と同一又は類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じさせるおそれがある場合

4. (略)

4.4.5 2019年知財法 89条（工業所有権の確定に係る登録出願の方法）

2019年知財法 89条は、工業所有権の確定に係る登録出願の方法について定める。同条 3 項は、工業所有権の登録出願について、オンライン出願制度による方法を新たに明記した。

出願を含む諸手続に関しては、知的財産庁のホームページ⁴⁴のオンラインパブリックサービス⁴⁵を利用して進めることができる。

なお、工業所有権には、発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、商標、商号、地理的表示、営業秘密に対するそれらの者の権利並びに不正競争の防止についての権利が含まれる（2019年知財法 4条 4項）

新知財法	第 89 条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法 1・2 (略) 3. <u>工業所有権の登録出願は、工業所有権に関する国の所管当局に対し、書面又はオンライン出願制度に基づく電子フォームを通じて行う。</u>
旧知財法	第 89 条 工業所有権の確定に係る登録出願の方法 1・2 (略)

4.4.6 2019年知財法 120a条（地理的表示に関する国際提案及びその処理）

2019年知財法 120a条は、TPP を念頭に、国際条約に加盟した際の地理的表示に関する取扱いについて、新たに明記した。

新知財法	4 節 <u>国際出願、国際提案及びそれらの処理</u> 第 <u>120a 条 地理的表示に関する国際提案及びその処理</u> 1. <u>ベトナム社会主義共和国が交渉している国際協定に基づく地理的表示の承認及び保護に関する提案を、国際提案という。</u> 2. <u>国際提案の公表及び第三者意見の取扱い、国際提案の主題である地理的表示の保護条件の査定は、工業所有権に関する国家所管当局に提出される地理的表示出願における地理的表示に関して本法に定める関連規定に従って行われるものとする。</u>
旧知財法	4 節 国際出願及びその処理 (新設)

⁴⁴ <https://ipvietnam.gov.vn/en/web/english/home>

⁴⁵ <http://dvctt.noip.gov.vn:8888/HomePage.do>

4.4.7 2019 年知財法 136 条（商標を使用する義務）

2019 年知財法 136 条 2 項は、商標の継続使用義務を規定する。従前の規定は、単に「連続して 5 年以上使用されなかった場合、当該標章に対する所有権」が、喪失する旨が定められていた。そのため「使用」とは、自らの使用に限定されるのか、ライセンシーによる使用でも構わないのかにつき、解釈の余地があった。

2019 年知財法 136 条 2 項は、「商標ライセンス契約に基づく使用権者による商標使用も、商標所有者による商標の使用行為とみなされる。」ことを明記した。すなわち、ライセンシーによる使用の期間も、同項の「使用」にカウントされることが明記された。

新知財法	<p>第 136 条 発明及び標章を使用する義務</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 標章所有者は、当該標章を継続して使用する義務を負う。<u>商標ライセンス契約に基づく使用権者による商標使用も、商標所有者による商標の使用行為とみなされる。</u>標章が連続して 5 年以上使用されなかった場合、当該標章に対する所有権は、第 95 条の規定に従って喪失する。</p>
旧知財法	<p>第 136 条 発明及び標章を使用する義務</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 標章所有者は、当該標章を継続的に使用する義務を負う。標章が連続して 5 年以上使用されなかった場合、当該標章に対する所有権は、第 95 条の規定に従って喪失する。</p>

4.4.8 2019 年知財法 148 条（工業所有権の移転契約の効果）

2019 年知財法 148 条は、工業所有権に関するライセンス契約の第三者対抗要件について変更している。具体的には、2019 年知財法の改正前における工業所有権全般のライセンス契約の効力は、国家管理当局への登録をもって初めて第三者対抗要件が具備される旨の規定があった。2019 年知財法により、商標ライセンス契約に関しては、国家管理当局への登録は必要なく、ライセンス契約の締結の時点で第三者対抗要件を備えることとなった。

新知財法	<p>第 148 条 工業所有権の移転契約の効果</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第 6 条 3 項 a にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、工業所有権の実施契約は、当事者による合意に従い有効となる。</p> <p>3. <u>第 2 項に規定する工業所有権に係るライセンス契約は、商標ライセンス契約を除き、工業所有権に関する国家管理当局に登録されることにより、第三者に対して法的効力を有する。</u></p>
------	--

	4. 工業所有権の行使に係るライセンス契約の効力は、実施許諾者の工業所有権が終了したときに職権により終了する。
旧知財法	第 148 条 工業所有権の移転契約の効果 1. (略) 2. 第 6 条 3 項 a にいう登録に基づいて確定された工業所有権について、工業所有権の実施契約は、当事者による合意に従い有効となるが、第三者に対しては <u>国家工業所有権庁に登録されたときにのみ有効となる。</u> 3. 工業所有権の行使に係るライセンス契約の効力は、実施許諾者の工業所有権が終了したときに職権により終了する。

4.4.9 2019 年知財法 198 条（自己防衛権）

工業所有権に関する損害賠償請求裁判において、2019 年知財法では 198 条 4 項が新設され、被告側（権利を侵害したとされる側）が勝訴した場合（実際に権利を侵害していないという判断が下された場合）、弁護士費用その他合理的な費用を原告側に負担するよう裁判所に請求することができるようになった。また、同条 5 項により、権利の濫用によって損害が生じた場合、被害者は権利の濫用を行なった者に対して損害賠償の請求をすることができることが明記された。

新知財法	第 198 条 自己防衛権 1～3 (略) 4. <u>知的財産侵害訴訟の被告（組織又は個人を含む）は、裁判所が請求棄却の判決をした場合、関係法令に定めるところにより、弁護士費用等の合理的な訴訟費用その他の費用の支払いを命ずるよう原告に請求することができる。</u> 5. <u>組織又は個人が、知的財産権の行使手続を濫用し、他の組織又は個人に損害を与えた場合、被害を受けた組織又は個人は、濫用者側に対し、濫用によって生じた合理的な損害（弁護士費用等を含む）の賠償を裁判所に求めることができる。知的財産権の行使手続を濫用する行為には、当該手続の範囲又は目的を故意に逸脱する行為が含まれる。</u>
旧知財法	第 198 条 自己防衛権 1～3 (略)

4.4.10 2019年知財法 205条（知的所有権の侵害により生じた損害額の決定についての根拠）

2019年知財法 205条により、損害額の新たな算定方法として、「権利者側が主張する算定法のうち適法なもの」という算定方法が明記された。

<p>新知財法</p>	<p>第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害額の決定についての根拠</p> <p>1. 知的所有権の侵害により自己への重大な損害が生じたことにつき立証に成功した場合、原告は、裁判所に対して、次の根拠の一に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。</p> <p>a 原告の利益減少分が全損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全損害に、侵害の結果として被告が得た利益を加算した額</p> <p>b 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用するライセンス料の価額</p> <p>c <u>損害に関するその他の算定方法のうち、権利者側が主張するものであり、かつ適法なもの</u></p> <p>d <u>a ないし c に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、賠償金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定される。ただし、5 億ベトナムドンを超えないものとする。</u></p>
<p>旧知財法</p>	<p>第 205 条 知的所有権の侵害により生じた損害額の決定についての根拠</p> <p>1. 知的所有権の侵害により自己への重大な損害が生じたことにつき立証に成功した場合、原告は、裁判所に対して、次の根拠の一に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。</p> <p>a 原告の利益減少分が全損害に未だ含まれていないときは、金額により決定された全損害に、侵害の結果として被告が得た利益を加算した額</p> <p>b 知的所有権対象の使用に係る合意に基づいて、侵害行為と同等程度まで知的所有権対象を使用する権利を被告が原告から移転されたと想定して、当該知的所有権対象を使用するライセンス料の価額</p> <p>c <u>a 及び b に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、賠償金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定される。ただし、5 億ベトナムドンを超えないものとする。</u></p>

4.4.11 2019年知財法 218条（税関手続の停止の適用に係る手続）

2019年知財法 218条により、模倣品や海賊版著作権商品が輸入された場合、税関当局が知的財産権者に対し、取締りを行う決定を下してから 30 日以内に、当該模倣品及び海賊版著作権商品の商品情報を伝達する旨が明記された。

新知財法	<p>第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続</p> <p>(1) 税関は、税関手続の停止を請求する者が、第 217 条に定める義務を履行した場合、<u>停止について決定を行う。税関当局は、第 216 条第 4 項に従い、模倣品及び海賊版著作権商品を取り扱うための行政措置をとる旨の決定の発出から 30 日以内に、知的財産権者に対し、荷送人、輸出者、荷受人又は輸入者の名称、住所、商品説明、商品数量、商品の原産国（判明している場合）を通知する。</u></p>
旧知財法	<p>第 218 条 税関手続の停止の適用に係る手続</p> <p>(1) 税関は、税関手続の停止を請求する者が、第 217 条に規定する義務を履行した場合、<u>当該商品ロットについて税関手続の停止に関する決定を行う。</u></p>

4.4.12 2019 年知財法の効力

2019 年知財法は、2019 年 1 月 14 日以降の出願に対して適用されることになる。それ以前の出願については、従来の 2009 年知財法が引き続き適用される。

2019 年知財法の効力

この法律中の知的財産権に関する規定は、2019 年 1 月 14 日から施行し、次に掲げるものについて適用する。

- a) 2019 年 1 月 14 日以降に提出された工業所有権出願
- b) 2019 年 1 月 14 日以降に提出された工業所有権出願に基づいて付与された特許、実用新案、地理的表示登録証の無効請求
- c) 2019 年 1 月 14 日以降に提出された商標登録証の抹消請求
- d) 2019 年 1 月 14 日以降に所轄官庁が受理した知的財産権侵害訴訟及び 2019 年 1 月 14 日以降に行われた知的所有権の防衛に関するその他の請求

5 競争法

5.1 ベトナムの競争法の整備の経緯

5.1.1 競争法制定から現行法制定までの概略

ベトナムの競争法は、2004年に制定され、2005年7月に施行された（以下「2004年競争法」という）⁴⁶。2004年競争法の制定は、ベトナムが2007年に世界貿易機関（WTO）へ加盟することを契機とするものであった。

その後、経済活動の多様化や国際化に伴い、2004年競争法は、2018年6月に全面改正がされ、2019年7月に施行された（法 No. 23/2018/QH14、以下「2018年競争法」という）。2018年競争法の改正は、2016年10月のベトナムのTPP加盟合意を背景とするものである。

5.1.2 日本との協力関係

日本は、公正取引委員会を協力機関とし、以下のプロジェクトを通じ、ベトナムの競争法の施行や改正法の制定に協力をしている。そのため、ベトナムの競争法は、日本の競争法と一定程度類似性がある。

- ・「競争法施行、競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト」⁴⁷
（2008年9月から2012年）
- ・「競争法改正、施行能力強化支援プロジェクト」⁴⁸
（2012年7月1日から2016年6月30日）
- ・「改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト」⁴⁹
（2019年10月1日から2022年11月30日）

5.2 競争法に関する法令及び資料

5.2.1 競争法

2018年競争法の所轄官庁は、商工省傘下の競争・消費者庁（Vietnam Competition and Consumer Authority：VCCA）である。また、2018年競争法法典は、以下のリンク先から入手・閲覧できる。

⁴⁶ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_36.pdf

⁴⁷ https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11997079_01.pdf

⁴⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142132.pdf>

⁴⁹ <https://www.jica.go.jp/project/vietnam/055/outline/index.html>

- ベトナム語⁵⁰
- 英語⁵¹
- 日本語（仮訳）⁵²

5.2.2 関係法令

2018年競争法に関係する主な下位法令として、主に2つの政令がある。それぞれの政令は、以下のリンク先から入手・閲覧ができる。

- ① 競争法の条項の一部の詳細を定める議定（政令 No. 35/2020/ND-CP、以下「政令 35号」という）

- ベトナム語⁵³
- 英語⁵⁴
- 日本語（仮訳）⁵⁵

- ② 競争分野における行政違反処分に関して定める議定（政令 No. 75/2019/ND-CP）

- ベトナム語⁵⁶
- 英語⁵⁷
- 日本語（仮訳）⁵⁸

5.3 ベトナムの競争法の概要

2018年競争法は、全10章、118条から構成されている。具体的には、第1章は「総則」、第2章は「関連市場及び市場占有率」の確定、第3章から第6章は規制対象行為である「競争制限協定」「支配的地位の濫用、独占的地位の濫用」「経済集中」「不公正な競争行為」の内容、第7章は「国家競争委員会」、第8章は「競

⁵⁰ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=133401&Keyword=23/2018/QH14>

⁵¹ <http://en.vcca.gov.vn/default.aspx?page=legal&do=detail&id=0e22c286-92c4-4a9a-bab0-a290df7b4144>

⁵² https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1lwz-j-att/competition_law_2018.pdf

⁵³ <http://vbpl.vn/tw/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?dvid=13&ItemID=141690>

⁵⁴ <http://en.vcca.gov.vn/default.aspx?page=legal&do=detail&id=410fbda6-e723-4fe8-81ff-9e609f167e55>

⁵⁵ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1lwz-j-att/competition_law_2018_35.pdf

⁵⁶ <https://vbpl.vn/tw/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?dvid=13&ItemID=138059>

⁵⁷ <http://en.vcca.gov.vn/default.aspx?page=legal&do=detail&id=03722e0d-54b4-4bfe-a0dc-a76541921e90>

⁵⁸ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1lwz-j-att/competition_law_2018_75.pdf

争審査手続」、第9章は「競争に関する法令違反処理」、第10章は「施行条項」を定める。

- 第1章 総則
- 第2章 関連市場及び市場占有率
- 第3章 競争制限協定
- 第4章 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用
- 第5章 経済集中
- 第6章 禁止される不公正な競争行為
- 第7章 国家競争委員会
- 第8章 競争審査手続
 - 第1節 総則
 - 第2節 競争審査手続遂行機関、競争審査手続遂行者
 - 第3節 競争審査手続参加者
 - 第4節 競争事件の審査及び処理の手順、手続
 - 第5節 競争事件処理決定への不服申立解決
 - 第6節 国家競争委員会の各決定の公表
 - 第7節 競争審査手続の過程における国際協力
- 第9章 競争に関する法令違反処理
- 第10章 施行条項

5.4 2018年競争法の改正の要点

以下、4つの規制対象行為である「競争制限協定」「支配的地位の濫用、独占的地位の濫用」「経済集中」「不公正な競争行為」の内容を中心にまとめる。

5.4.1 競争制限的協定

5.4.1.1 競争制限的協定の類型

まず、1つ目の規制対象行為である「競争制限的協定」について紹介する。

2018年競争法では、競争制限的協定の類型が追加された（2018年競争法11条9項から11項）。特に、いわゆる包括条項が設けられ、2018年競争法11条1項から10項に該当しない場合であっても、11条11項の包括条項に該当する可能性がある点に注意が必要である。

- ① 直接的であるか間接的であるかを問わず、商品又はサービスの価格を拘束する協定（2018年競争法11条1項）
- ② 販売先、消費市場、商品又はサービスの供給源を分配する協定（同法11条2項）
- ③ 商品又はサービスの生産量・購入量・販売量を制限・調整する協定（同法11条3項）

- ④ 商品の供給又はサービスの提供に関する入札において、協定を締結した事業者に落札させることを黙認する協定（同法 11 条 4 項）
- ⑤ 他の事業者の新規参入又は事業の拡大を阻止、制限、妨害する協定（同法 11 条 5 項）
- ⑥ 協定に参加しない事業者を市場から排除する協定（同法 11 条 6 項）
- ⑦ 技術開発又は投資を制限する協定（同法 11 条 7 項）
- ⑧ 商品又はサービスについて売買契約を締結する際に、取引の相手方に条件を課す協定、又は売買契約に直接関係しない義務を相手方に強要する協定（同法 11 条 8 項）
- ⑨ 協定に参加しない事業者と取引をしない協定（同法 11 条 9 項）
- ⑩ 協定に参加しない事業者の商品消費市場、商品供給源、サービス供給源を制限する協定（同法 11 条 10 項）
- ⑪ その他競争を制限する効果を及ぼす又はそのおそれのある協定（同法 11 条 11 項）

5.4.1.2 禁止される協定か否かの判断基準⁵⁹

2018 年競争法では、①から③の協定に関しては、水平的協定は一律禁止、垂直的協定は「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」がある場合に禁止、④から⑥の協定は、水平的協定・垂直的協定のいずれも一律禁止、⑦から⑪の協定に関しては、水平的協定・垂直的協定いずれも「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」がある場合に禁止されることとなった。次の表は、これらを整理したものである。

	競争制限協定	新競争法	
		水平的協定	垂直的協定
①	直接的であるか間接的であるかを問わず、商品又はサービスの価格を拘束する協定（11 条 1 項）	一律禁止 （12 条 1 項）	「相当程度の競争制限効果を惹起す

⁵⁹ 2004 年競争法においては、①・②・③・⑦・⑧の協定に関しては、協定を締結した事業者の関連市場における市場占有率が 30%以上の場合に禁止、④・⑤・⑥の協定に関しては、市場占有率にかかわらず一律に禁止とされていた（2004 年競争法 9 条 1 項、2 項）。2018 年競争法においては、市場占有率 30%という形式的判断基準ではなく、「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」がある場合か否かという実質的判断基準により判断がされることとなった点が特徴的である（2018 年競争法 12 条 4 項）。

また、2018 年競争法においては、2004 年競争法で明記されていなかった垂直的協定についても、規制対象として明記されることとなった点も特徴的である（2018 年競争法 12 条）。

②	販売先、消費市場、商品又はサービスの供給源を分配する協定（11条2項）		る又はその可能性」がある場合禁止（12条4項）
③	商品又はサービスの生産量・購入量・販売量を制限・調整する協定（11条3項）		
④	商品の供給又はサービスの提供に関する入札において、協定を締結した事業者に落札させることを黙認する協定（入札談合協定、11条4項）	一律禁止 （12条2項）	
⑤	他の事業者の新規参入又は事業の拡大を阻止、制限、妨害する協定（11条5項）		
⑥	協定に参加しない事業者を市場から排除する協定（11条6項）		
⑦	技術開発又は投資を制限する協定（11条7項）		
⑧	商品又はサービスについて売買契約を締結する際に、取引の相手方に条件を課す協定、又は売買契約に直接関係しない義務を相手方に強要する協定（11条8項）	「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」がある場合禁止（12条3項、4項）	
⑨	協定に参加しない事業者と取引をしない協定（11条9項）		
⑩	協定に参加しない事業者の商品消費市場、物品供給源、サービス供給源を制限する協定（11条10項）		
⑪	その他競争を制限する効果を及ぼす又はそのおそれのある協定（11条11項）		

5.4.1.3 実質的判断基準の要素

実質的判断基準である「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」の有無は、以下の要素によって判断される（2018年競争法13条、政令35号11条2項）。

- a) 協定に参加する事業者の市場占有率の割合の変化
- b) 市場参入・拡大障壁の高さ
- c) 技術研究・技術開発・技術革新の制限の程度
- d) 必要不可欠なインフラストラクチャへのアクセス確保可能性の減少の程度
- e) 協定参加事業者の商品・サービス購入するために必要な費用・時間又は協定参加事業者の商品・サービスに代えて他の関連する商品・サービスを購入するために必要な費用・時間の増加の程度
- f) 協定参加事業者に関連する分野・領域における各特殊要素の市場における競争阻止の惹起の程度

5.4.1.4 例外規定

以下に該当する場合、当該協定は「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」がないとみなされる（政令35号11条3項）。

- a) 水平的協定の場合…協定に参加する事業者の市場占有率が5%未満
- b) 垂直的協定の場合…協定に参加する事業者の市場占有率が15%未満

また、以下に該当する場合、仮に、①・②・③・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪の競争制限協定に該当する場合であっても、消費者に利益がある場合には、禁止が免除される（2018年競争法14条）。

- a) 技術・テクノロジー促進、商品・サービスの質向上
- b) 国際市場におけるベトナム事業者の競争力強化
- c) 各種の製品の品質・技術基準の統一的化の促進
- d) 価格及び価格以外の要素に関係のない契約履行、商品引渡及び支払条件の統一

5.4.2 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用

次に、2つ目の規制対象行為である「市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用」について紹介する。

2018年競争法において、「市場の支配的地位を有する事業者・事業者グループ」は、以下の行為が禁止される（2018年競争法27条1項）。

- a) 総原価を下回って商品を販売し、サービスを供給して競争相手を排除する、又は排除する可能性をつくる行為

- b) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある商品又はサービスについて、不当な販売価格若しくは購入価格を強制し、又は最低再販売価格を決定する行為
- c) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある、商品又はサービスの、生産若しくは流通の制限、市場の制限、又は技術、テクノロジー開発を妨害する行為
- d) 類似の取引において、相互に異なる条件を適用してその他の事業者の市場参入、拡大を阻止若しくは阻止の可能性を作ること、又はその他の事業者を排除する行為
- e) 商品売買契約、サービス契約締結の際、その他の事業者の条件を強制し、又はその他の事業者、顧客に契約の対象と直接関連しない義務の承認を要請し、その他の事業者の市場参入、拡大を阻止し、又はその他の事業者を排除する行為
- f) その他の事業者の市場参入、拡大を阻止する行為
- g) その他の法令の規定に従って禁止される市場支配的地位の濫用行為

また、独占的地位を有する事業者は、上記 b)、c)、d)、e)、f)の行為が禁止されることに加え、顧客に対する不利益な条件の強制、独占的地位を濫用して締結済みの契約を正当な理由なく変更又は廃止すること、その他法令に従って禁止される独占的地位の濫用行為が禁止される（2018年競争法 27 条 2 項）。

5.4.2.1 市場の支配的地位を有する事業者・事業者グループ

事業者は、「相当程度の市場優位性」を有し、又は関連市場において 30%以上の市場占有率を有する場合、「市場支配的地位を有する事業者」とみなされる（2018年競争法 24 条 1 項）。

また、複数の事業者については、共通の行動が市場制限作用を惹起し、「相当程度の市場優位性」を有する場合、又は以下に該当する場合、「市場支配的地位を有する事業者グループ」とみなされる（2018年競争法 24 条 2 項）。

- ・ 2 社の事業者の関連市場での占有率…50%以上の場合
- ・ 3 社の市場占有率…65%以上の場合
- ・ 4 社の市場占有率…75%以上の場合
- ・ 5 社以上の市場占有率…85%以上の場合

ただし、「市場の支配的地位を有する事業者グループ」は、関連市場において 10%未満の市場占有率を有する事業者を含まないとされている（2018年競争法 24 条 3 項）。また、「相当程度の市場優位性」を有するか否かは、以下の要素によって判断がされる（2018年競争法 26 条、政令 35 号 12 条 1 項）。

- a) 関連市場における各事業者間の市場占有率の相関関係
- b) 事業者の財政、規模の優位性
- c) その他の事業者に対する市場参入、拡大の障壁
- d) 商品、サービスを流通、消費する市場又は商品、サービスの供給源を掌握し、アクセスし、統制する能力

- e) テクノロジー、技術基盤に関する優位性
- f) インフラストラクチャを所有し、掌握し、アクセスする権利
- g) 知的財産権の対象を所有し、使用する権利
- h) 供給又は需要源を関連するその他の商品、サービスに変更する能力
- i) 事業者が現に経営活動をする分野、領域における特殊要素

5.4.2.2 独占的地位を有する事業者

関連市場において、商品、サービスに関して競争する事業者が全くない状態で、当該事業者が経営している場合、独占的地位を有する事業者とみなされる(2018年競争法 25 条)。

5.4.3 経済集中

次に、3 つ目の規制対象行為である「経済集中」について紹介する。経済集中とは、a) 吸収合併、b) 新設合併、c) 事業者買収(企業買収)、d) 事業者間の共同事業(合弁企業)、法で定めるその他の経済集中行為をいう(2018年競争法 29 条)。

5.4.3.1 経済集中行為

2018年競争法では、「ベトナム市場において、相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性のある経済集中」が禁止される(2018年競争法 30 条)⁶⁰。「相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性」は、以下の各要素により評価される(2018年競争法 31 条)。

- ① 関連市場における経済集中に参加する事業者の総市場占有率
- ② 経済集中の前後を通じた関連市場の集中の程度
- ③ 一種類の商品、サービスの一連の生産、流通、提供の過程において経済集中に参加する各事業者の関係、又は相互に投入し合う若しくは補助し合う経済集中に参加する事業者の経営分野、業種
- ④ 関連市場における経済集中による競争優位性
- ⑤ 経済集中後、相当程度、価値を増加又は利益の比率を増加させる、事業者の能力
- ⑥ 経済集中後、他の事業者の市場参入、拡大を排除又は阻止する、事業者の能力
- ⑦ 経済集中に参加する各事業者の分野、領域における特殊要素

⁶⁰ 従来、市場占有率が 50%を超えることとなる経済集中が禁止されていた(2004年競争法 18 条)。2018年競争法では、市場占有率という形式的基準ではなく、「ベトナム市場において、相当程度の競争制限効果を惹起する又はその可能性のある経済集中」の有無という実質的基準により、判断がされることとなった(2018年競争法 30 条)。

また、以下の各要素によって、経済集中の肯定的作用が評価される（2018年競争法32条、政令35号16条）。

- a) 国家戦略、企画に従った分野、領域又は科学、テクノロジーの発展に向けた肯定的作用
- b) 中小事業者発展に向けた肯定的作用
- c) 国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大

5.4.3.2 届出が必要な経済集中

2018年競争法では、以下の指標により確定される基準内にある場合には、経済集中を進める前に、国家競争委員会に、経済集中に関する書類を届け出る必要があるとされている（2018年競争法33条）⁶¹。

- a) ベトナムの市場における、経済集中に参加する事業者の総財産
- b) ベトナムの市場における、経済集中に参加する事業者の売上高
- c) 経済集中の取引価値
- d) 経済集中に参加する事業者の関連市場における総市場占有率

具体的には、以下のとおり規定されている（政令35号13条1項）⁶²。

- 1) ベトナムの市場における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループの総財産が、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において 3兆ドン以上に達している場合
- 2) ベトナムの市場における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループの総売上高あるいは購入取引高が、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において 3兆ドン以上に達している場合
- 3) 経済集中の取引価値が 1兆ドン以上の場合
- 4) 経済集中に参加する予定の事業者の関連市場における市場占有率が、経済集中を実施する予定の年の直前の会計年度において 20%以上の場合

5.4.3.3 審査

国家競争委員会は、経済集中の届出に関する書類を受領した日から、30日以内に、予備的審査を行い、経済集中を実施できるか、又は正式な審査が必要かという結果を通知する必要がある（2018年競争法36条2項）。正式審査が必要となった場合には、国家競争委員会は予備的審査結果の通知の日から90日以内に、経済集中の正式審査を行う必要がある（2018年競争法37条1項）。

⁶¹ 従来、経済集中のうち、市場占有率が30%~50%となる経済集中は、事前に競争管理庁に届け出る必要があった（2004年競争法20条）。

⁶² なお、当該基準は、金融機関、保険事業者、証券会社以外の場合の基準であって、金融機関、保険事業者、証券会社の場合には、別の基準が設けられている（政令35号13条2項）。

5.4.4 不公正な競争行為

不公正な競争行為とは、営業上の善意、誠実性、商慣行その他の規範に反する行為で、他の事業者の正当な権利及び利益を侵害し損害を与える、又はそのおそれがあるものをいう（2018年競争法3条6項）。2018年競争法は、禁止される不公正な競争行為として、以下の事由を列挙している。

- a) 営業上の秘密が、①所有者が施す安全対策に反する態様で営業秘密を取得され、②所有者の承諾を得ないで営業秘密を開示し、又は使用されること（同法45条1項）。
- b) 第三者である事業者の顧客又は取引先に対し、当該事業者との取引をしないよう、又は既にある取引をやめるよう脅迫・強制すること（同条2項）。
- c) 競業他社の信用、財務状況、又は事業運営に悪影響を及ぼすような虚偽の情報を直接的又は間接的に提供することにより、競合他社の信用を失墜させること（同条3項）。
- d) 競合他社の合法的な事業運営を直接的又は間接的に干渉又は混乱させることにより、競合他社の事業を妨害すること（同条4項）。
- e) 以下の態様で違法な顧客勧誘を行うこと（同条5項）。
 - ① 企業が提供する製品やサービスに関する虚偽又は誤解を生じさせる情報を顧客に提供し、競業他社の顧客を誘引すること。
 - ② 十分な証拠がないにもかかわらず、企業の製品やサービスを競合他社のものと比較すること。
- f) 競業他社を市場から追い出すか、又は追い出しうるような、市場価格を大きく下回る商品やサービスの販売行為（同条6項）。
- g) 他の法律に規定されている不正競争行為（同条7項）。

第2 民事紛争解決制度及び運用の実態

1 紛争解決手段について

1.1 紛争解決手段の種類

日本企業がベトナムで契約を締結する場合、紛争解決手段の選択として、以下の方法が考えられる。

- ① 日本の裁判
- ② 日本の仲裁・シンガポールなどの外国の仲裁
- ③ ベトナムの裁判
- ④ ベトナムの仲裁

1.2 紛争解決手段についての日系法律事務所に対するヒアリング

1.2.1 契約締結段階での紛争解決手段の選択

日系法律事務所による契約締結段階での紛争解決手段の選択については、当事者の交渉力、意向にもよるが、おおむね、「日系企業同士で契約を締結する場合には、①日本の裁判を選択する」、「外国企業（ベトナム以外の企業）と日系企業で契約を締結する場合には、シンガポールなどの②外国の仲裁を選択する」、「ベトナムの現地企業と日系企業との間で契約を締結する場合には、③ベトナムの裁判や④ベトナムの仲裁を選択する」という回答が多かった。

1.2.2 紛争段階での紛争解決手段の選択

また、実際に紛争段階になった場合には、「③ベトナムの裁判や④ベトナムの仲裁を使わずに済むように、可能な限り交渉で解決をする」との回答が多かった。実際に③ベトナムの裁判や④ベトナムの仲裁に関与したことがある日本人弁護士は、少数であった。

1.3 日本の裁判の利用（①）について

1.3.1 メリット及びデメリット

日本の裁判の利用について、日系企業・邦人にとって馴染みがあるため利用しやすい方法ではあるが、日本の裁判を利用した場合、たとえ裁判で勝訴したとしても、ベトナム国内の財産には、強制執行をすることが難しいという問題がある。

1.3.2 日本の裁判所の判決のベトナムでの承認・執行に関する問題点

日本の裁判所の判決を用いて、ベトナム国内の財産に対して強制執行をするためには、ベトナムの裁判所に日本の裁判所の判決の承認・執行を求める必要がある。そして、ベトナムの裁判所にその承認・執行を求める申立てをする際の条件は、以下のとおりである（ベトナム民事訴訟法（法 No. 92/2015/QH13）423 条）

- a. 判決等が下された国及びベトナムが批准している国際条約に、当該承認・執行が明記されていること
- b. 相互主義原則に基づいて認められる場合
- c. その他ベトナム法で規定するもの

日本は、a. 国際条約を締結しておらず、b. 相互主義原則の適用もないとされていることから、原則的には、日本の裁判所の判決等を用いて、ベトナム国内の財産に、強制執行をすることは難しい。

1.3.3 日本の裁判所の判決のベトナムでの承認・執行の実態

2012年1月1日から2019年9月30日までの期間において、日本の裁判所の判決がベトナムの裁判所で承認・執行されたケースは見当たらなかった。

ベトナム法務省が公開しているデータ⁶³によると、2012年1月1日から2019年9月30日までの期間において、ベトナム裁判所に対して、外国裁判所の判決等の承認が申し立てられた件数は26件であり、そのうち、その承認・執行がされた件数は、12件（全体の約46%）であった。国別の内訳は、以下のとおりである。

- ・韓国…5件
- ・ドイツ…2件
- ・ロシア…1件
- ・ポーランド…1件
- ・シンガポール…1件
- ・台湾…1件
- ・チェコ…1件

1.3.4 考察

以上のとおり、日本の裁判所で勝訴判決を得たとしても、ベトナム国内の財産に対して強制執行をするための承認・執行がベトナムの裁判所で認められることは、難しい。したがって、紛争解決手段として、日本の裁判所（①）を選択することは、主として、契約相手側に日本国内に執行する財産が存在している場合に有効な選択肢となる。

⁶³ https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a

1.4 日本の仲裁やシンガポールなどの外国の仲裁の利用 (②) について

1.4.1 メリット及びデメリット

日本の仲裁やシンガポールなどの外国の仲裁の利用 (②) については、公正な判断が期待できる点でメリットがある。

他方、仲裁費用が高額になりやすいというデメリットがある。また、日本の裁判を利用した場合と同様、たとえ仲裁で権利が認められたとしても、ベトナム国内の財産には、強制執行をすることができない可能性がある点で問題がある。

1.4.2 問題点

日本やシンガポールなどの外国の仲裁判断を用いて、ベトナム国内の財産に強制執行をするためには、ベトナムの裁判所にその承認・執行を求める必要がある。そして、ベトナムの裁判所にその承認・執行を求める申立てをする際の条件は、以下のとおりである (ベトナム民事訴訟法 424 条)。

- a. 仲裁判断が下された国及びベトナムが外国仲裁の判断の承認・執行についての国際条約を批准している場合
- b. 相互主義原則に基づいて認められる場合

日本、シンガポール及びベトナムは、いずれも a. の国際条約 (ニューヨーク条約) を締結している。そのため、日本の仲裁判断及びシンガポールの仲裁判断については、ベトナムの裁判所で承認・執行を申し立てること自体は可能である。

1.4.3 日本及びシンガポールなどの外国の仲裁判断の承認・執行の実態

1.4.3.1 2012年1月1日から2019年9月30日までの期間の統計資料

しかし、実際に、日本やシンガポールなどの外国の仲裁判断がベトナムの裁判所で承認・執行されたケースを調査したところ、2012年1月1日から2019年9月30日までの期間において、ベトナム裁判所に対して外国仲裁判断の承認が申し立てられた件数は 83 件であるのに対し、そのうちその承認・執行がされた件数は、41 件 (全体の約 49%)⁶⁴であった。国別の内訳は、以下のとおりである。

- ・ドイツ…14 件
- ・シンガポール…7 件
- ・イギリス…7 件
- ・日本…1 件
- ・その他…12 件

⁶⁴ https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a

1.4.3.2 外国の仲裁判断の承認・執行が認められなかった理由

また、承認・執行が認められなかったケースでは、以下の理由が挙げられている。

- ・ 仲裁合意に関する違反
- ・ ベトナム法の基本原則に関する違反
- ・ 仲裁手続に関する違反

1.4.3.2.1 仲裁合意に関する違反について

「仲裁合意」に関しては、昨年、注目すべき事例（判例第 42 号 No. 42/2021/AL）が判例として公表されている（後述「2.3 ベトナムの判例の紹介」）。その内容は、「標準様式契約を用いて仲裁を選択するという紛争解決条項について当事者で合意していたとしても、別途、消費者が当該仲裁条項に同意していない場合には、消費者は紛争解決方法を選択する権利を喪失しない」というものである。したがって、標準様式約款を用いた場合はもちろんのこと、仲裁合意に関しては、改めて合意をし直すなどの方法を取ることが推奨される。

1.4.3.2.2 ベトナム法の基本原則に関する違反及び仲裁手続に関する違反について

ベトナム法の基本原則違反に関しては、「仲裁の申立時に、ベトナム人弁護士の意見書を取り、ベトナム法の基本原則に反するリスクがないかをレビューすることで、可及的に予防が可能である」との見解もある。しかし、ベトナムにおける外国の仲裁判断の際には、ベトナム裁判所が、外国の仲裁判断の対象となった紛争の実態について事実上再審査をし、外国企業に有利な判断に対してベトナムで承認執行をしないための形式的な理由として、「ベトナム法の基本原則に関する違反」又は「仲裁手続に関する違反」を挙げている可能性があるとも指摘されている⁶⁵。したがって、ベトナムにおける外国の仲裁判断の承認執行は、単に「ベトナム法の基本原則違反」及び「手続違反」という形式面のみに留意すればいいとは言えず、ハードルが高いのが現状である。

1.4.3.2.3 最近の傾向

もともと、このようなベトナムの裁判所での外国仲裁判断の承認・執行のあり方については、ニューヨーク条約の不遵守として国際的に問題視されており、米国、英国、スウェーデンの企業団体が公式にベトナム法務省、外務省、産業貿易省、最高人民法院と直接会談をし、懸念を表明するなどしてきた。ベトナム当局も、外国仲裁判断の承認を否定する慣行については、ベトナム司法の信頼性に影響を及ぼし、国際投資紛争にまで発展しうることから、当該問題を改善するよう取り組んできた。

⁶⁵ 例えば、2003 年のホーチミン市上級人民裁判所による Tyco Services Singapore PTE LTD vs. Leighton Contractors VN LTD 事件がこれに該当するとされている。

その結果として、2012年1月1日から2019年9月30日までの間の外国の仲裁判断の承認執行の状況が公開されるに至ったという経緯がある。そして、2015年の民事訴訟法改正後の2016年7月から2019年9月までの期間に限れば、ベトナムで承認・執行が認められた仲裁判断の割合が全体の約80%まで増加するなど、状況が改善されてきている。

1.4.4 考察

外国での仲裁は、特に紛争として想定される金額が仲裁費用に見合う場合には公正な判断が期待されるため、一つの選択肢になりうる。しかし、以上のとおり、日本又はシンガポールなどの外国の仲裁で有利な判断を得たとしても、ベトナム裁判所でその承認・執行が認められない可能性がある。したがって、日系企業が外国の仲裁を紛争解決として選択する場合には、可能な限り仲裁判断が認められている実績のある国（東南アジアで言えばシンガポール）の仲裁を選択し、実績のある専門家を選ぶことが肝要である。

また、外国での仲裁費用が高額になりやすい点なども鑑みると、紛争として想定される金額が低い場合には、費用倒れとなる可能性もあるため、その他の紛争解決手段を選択することも合理的判断と言える。

1.5 ベトナムの裁判の利用（③）について

1.5.1 ベトナムの裁判の概要

ベトナムの裁判については、ベトナムの民事訴訟法に規定されている。ベトナムの民事訴訟法は、2004年に成立し⁶⁶、2011年及び2015年⁶⁷に改正がされた。

ベトナムの裁判の特徴としては、憲法上、法の解釈権は国会常務委員会にあり、裁判所には法解釈権限がなく、違憲審査権もないこと（憲法74条2項）、原則として2審制がとられていることなどがある（民事訴訟法17条）。その他、ベトナムの裁判制度の概要については、JICAベトナム長期派遣専門家によるレポートがJICAのホームページにて公開されているため、[こちら](#)⁶⁸を参照されたい。

1.5.2 メリット及びデメリット

ベトナムの裁判の利用（③）については、ベトナム国内の財産に強制執行をすることができる点でメリットがある。

他方、「ベトナムの裁判所に公正な判断が期待できない可能性がある」という点が懸念点とされている。

⁶⁶ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_24.pdf

⁶⁷ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_20160531_03.pdf

⁶⁸ <https://www.moj.go.jp/content/001362404.pdf>

1.5.3 ベトナムの裁判の公正性に関する問題点

日系法律事務所へのヒアリングによると、多くの弁護士が、「ベトナムの裁判所に公正な判断が期待できない可能性があると考えている」と回答をした。そのように考える理由としては、具体的には、以下のものが挙げられた。

- ・ベトナムの裁判では、アンダーテーブル（賄賂）が行われ、公正な裁判がされているとは言えない
- ・ベトナムの裁判では、裁判官が現地企業に肩入れをするため、外国企業が負けやすいと聞く
- ・ベトナムでは、司法権が独立していないため、裁判所の判断が政治的な影響を受けると聞く
- ・ベトナムでは、裁判例が一般に公開されておらず、先例拘束性もないため、予見可能性が低い
- ・ベトナムでは、裁判で勝訴したとしても、執行の段階で実効性が低いと聞く

1.5.4 日系法律事務所のベトナムでの民事裁判の利用の実態

日系法律事務所へのヒアリングによると、ベトナムの裁判(③)に関与したことのある弁護士は少数であった。その理由として、「ベトナムの裁判自体に信頼を置いていない。そのため、ベトナムの裁判という紛争解決を選択しないようにしている」というような趣旨の回答が多かった。

日系法律事務所のベトナムでの裁判の関与の件数が少ない理由の背景としては、上述の理由の他、「ベトナムの弁護士法上、外国の事務所（日系の法律事務所）が直接単独でベトナムの裁判に関与することはできず、裁判になる案件は現地の法律事務所の関与が必要となる」ことも一因であると考えられる。

1.5.5 ベトナムでの民事裁判に関与したことのある弁護士へのヒアリング調査

実際にベトナムの裁判に関与したことのある日本人弁護士にヒアリング調査を実施したところ、「自身が関与した案件について、詳細に裁判の結果の妥当性を検討したわけではないため、ベトナムで公正な裁判がなされたか否かの判断は難しいが、裁判結果はおおよそ予測の範囲であり、過度に不当というものではなかったように考えている。ただし、自身が関与した件数が数件（5件以下）であることから、自身の経験が一般化できるわけではないように考える」という回答が得られた。

また、手続面での特殊性として、「日本の裁判は期日が1か月に1回程度のペースで定期的に入るところ、ベトナムの裁判は手続の進行にムラがあり期日が多く入り、一気に案件が動く時期と数か月何も案件が動かない時期がある」という話もあった。

1.5.6 考察

ベトナムの裁判所でのアンダーテーブル（賄賂）については、近年取締りが強化されてきており、特に都市部では減ってきているようである。また、裁判例については、2015年12月、先例拘束性のある新たな「判例制度」が始まるとともに、2017年より裁判所でのホームページで裁判例の公開も始まり、予見可能性が担保されるように改善されてきている。外国人が敗訴しやすいという点については、「ベトナム現地の大手法律事務所を代理人として付ければ勝ちやすいと聞く」という話もあったが、信憑性は定かではない。このように、状況は改善されてきてはいるものの、現時点において、ベトナムの裁判を利用することについて、判断の公正性の見地からの懸念が残る点は否めないようである。

他方で、費用が比較的安いことや、ベトナムの財産に対する強制執行も比較的問題が生じにくいことからすれば、事案によっては、ベトナムの裁判所は紛争解決の選択肢としての価値があると考えられる。

1.6 ベトナムの仲裁制度（④）について

1.6.1 ベトナムの仲裁制度の概要

仲裁に関するベトナムの法令としては、ベトナム商事仲裁法（Law on Commercial Arbitration No.54/2010/QH12 dated 17 June 2010）⁶⁹及びベトナム人民最高裁判所決議（Resolution No.01/2014/NQ-HDTP）⁷⁰がある。また、仲裁の執行に関しては、民事判決執行法がこれを規定する。

ベトナムにおける仲裁機関として、最も有名なものは、ベトナム国際仲裁センター（Vietnam International Arbitration Centre。以下「VIAC」という。）である。VIACを含め、ベトナムには以下のような仲裁機関が存在する。

- ・ベトナム国際仲裁センター

[Vietnam International Arbitration Centre \(VIAC\)](http://viac.vn)

- ・金融・商事仲裁センター

[The Financial and Commercial Centre for Arbitration \(FCCA\)](http://fccca.vn)

- ・太平洋国際仲裁センター

[The Pacific International Arbitration Centre \(PIAC\)](http://piac.vn)

⁶⁹ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-van-ban-goc.aspx?ItemID=25700>
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/arbitration_law_2010.pdf

⁷⁰ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpq-toanvan.aspx?ItemID=126384&Keyword=01/2014/NQ-HDTP>

1.6.2 ベトナムの仲裁の利用のメリット及びデメリット

紛争解決手段として仲裁機関を利用するメリットは、以下の点が挙げられる。

- ・外国要素のある紛争の場合、準拠法として外国法の選択ができる（VIAC 仲裁規則 24 条⁷¹⁾
- ・外国要素のある紛争の場合、仲裁言語として外国語が選択できる（同規則 23 条）
- ・当事者が仲裁人を選任できる（同規則 12 条及び 13 条）
- ・仲裁には政治的な影響力が及びにくいことから、公平な判断が期待できる
- ・仲裁廷は非公開のため、プライバシーが保たれる
- ・外国仲裁と比べて費用が安価である

他方で、デメリットとしては、国内仲裁判断（④）は、ベトナムの裁判所での承認の経路を経ずに執行できるが、当事者の申立てにより、ベトナムの裁判所がベトナムの国内仲裁判断の取消しをすることが可能とされている点がある。そのため、外国仲裁判断（②）で言及した問題点と同様に、ベトナム裁判所が仲裁判断の対象となった紛争について事実上再審査をし、形式的に「ベトナム法の基本原則違反」を理由として取り消す可能性がある。また、「仲裁合意」に関しては、昨年、注目すべき事例（判例第 42 号 No. 42/2021/AL）が判例として公表されている点に留意が必要である（後述「2.3 ベトナムの判例の紹介」を参照）。

仲裁と裁判の違い

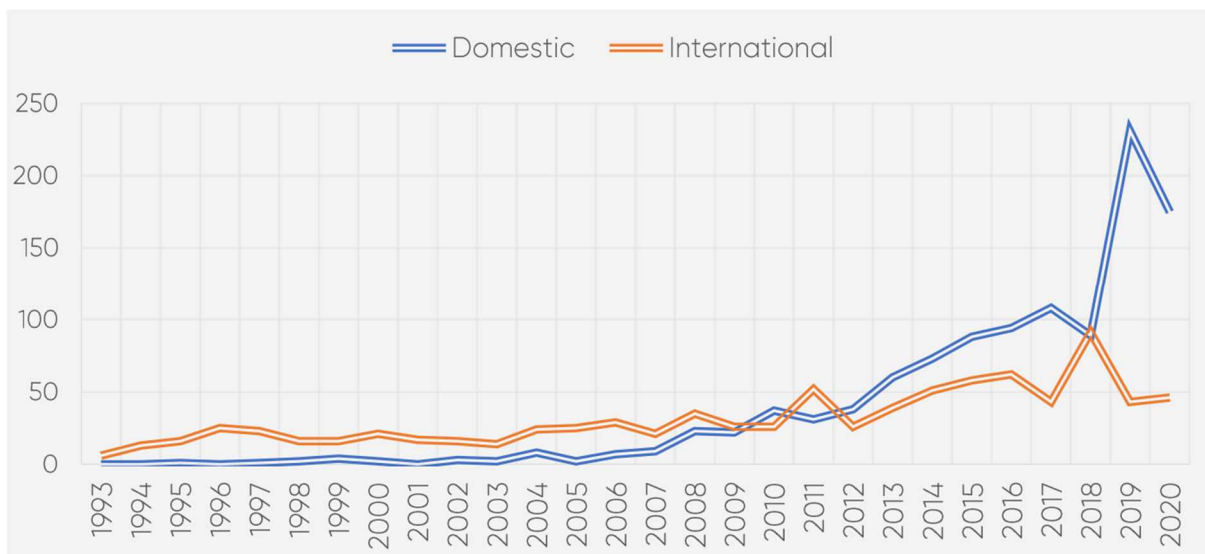
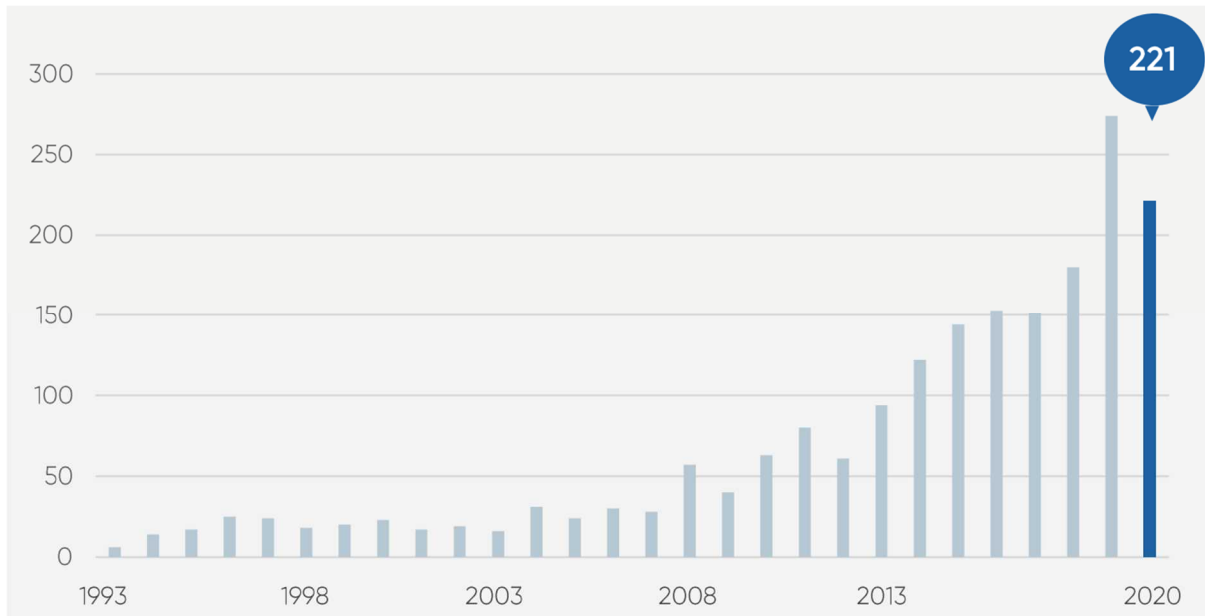
	仲裁	裁判
準拠法	当事者が合意した法律	原則として、ベトナムの国際私法が決定する法律
言語	当事者が合意した言語	ベトナム語
判断権者	当事者が仲裁人を自由に選任可	当事者が裁判官を選任することは不可
手続の公開	非公開	公開
解決スピード	より迅速な解決が可能	解決まで時間がかかる可能性
裁判所による介入	確定した仲裁判断が裁判所により取り消される可能性がある	確定した裁判判決は、原則として、取り消されない

1.6.3 VIAC の利用実態

VIAC によると、近年、VIAC の利用件数は、増加している。具体的には、以下のグラフのとおりであり、2020 年に VIAC に提起されたケースは合計 221 件あり、そのう

⁷¹ [RULES OF ARBITRATION OF THE VIETNAM INTERNATIONAL ARBITRATION CENTRE](#)

ち 175 件が国内企業（外国現地法人を含む）に関する紛争、46 件が外国企業に関する紛争であった⁷²。



VIAC に提起された主な紛争の約半数は、商品の売買に関するものであり、全体の 47% (103 件) を占めた。他には、次のような紛争が多い。

- 1 位 商品の売買 47% (103 件)
- 2 位 建設 14% (31 件)
- 3 位 リース 8% (18 件)

⁷² 『Annual report 2020』 Vietnam International Arbitration Center:
<https://www.viac.vn/en/annual-report.html>

外国企業が当事者となる紛争のうち、主要な外国企業の国籍は、次のとおりであった。

- 1位 中国
- 2位 シンガポール
- 3位 韓国

1.6.4 考察

ベトナム国内仲裁がベトナムの裁判所により取り消されるという問題点については、近年改善されてきており、それに伴い、中国、シンガポール、韓国企業をはじめとする外国企業による利用も増加していると言われている。日本企業の利用は、まだ少ないようであるが、ベトナム国際仲裁は、ベトナムの裁判と比較して公正な判断が期待できる一方で、外国の仲裁判断と比較して安価に利用することができる点で、事案によっては選択の価値があると考えられる。

2 ベトナムの判例制度

2.1 ベトナムの判例制度の導入について

2015年12月、ベトナムにおいて先例拘束性のある判例制度が導入されるに至った。

ベトナムでは、従来、裁判所が過去に出した裁判例は、一般には公開されておらず、別の裁判官に対する拘束力もなかった。そのため、裁判の予見可能性が低いとされてきた。このような中、「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」⁷³が、2015年10月28日に発行、同年12月16日に施行されることにより、判例制度が導入された。当該議決は、判例の公布、変更、廃止手続全般について規定している。また、当該議決の改訂版である No. 04/2019/NQ-HDTP 号⁷⁴が、2019年6月18日に発行、2019年7月15日に施行された（以下「判例議決」という）。

2.2 ベトナムの判例制度の特色

ベトナムの判例制度は、日本のそれと大きく異なる。以下、判例の定義、判例選定基準及び判例の選定手続、判例の効力の概要を紹介する。

⁷³ <http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=92535&Keyword=03/2015/NQ-HDTP>

⁷⁴ https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pg00001j1wzj-att/legal_63.pdf

2.2.1 判例の定義及び判例選定基準

判例議決は、「判例」を「具体的事件についての裁判所の法的効力を有する判決又は決定における立論又は判断で、各裁判所が審理において研究及び適用するため、最高人民裁判所裁判官評議会に選定され、最高人民裁判所長官により判例として公布されるもの」と定義する（判例議決1条）。

また、判例として選定される基準として、以下の基準を定める（同2条）。

判例選定基準	
1	異なる解釈がある法令の規定を明確にする価値を有し、各争点又は法的事項の分析又は解釈、及び具体的事件において適用すべき原則、処理の方針又は法令の規範を示し、又は法律に具体的な規定がない問題に対する公平の理を表すこと。
2	標準性を有すること。
3	審理における法令の統一的適用を導く価値を有すること。

2.2.2 判例の選定手続

2.2.2.1 最高人民裁判所に対して判例となる候補の送付

判例の候補となる立論・判断は、個人、機関及び組織から最高人民裁判所に対して送付することができる（同3条1項）。また、各裁判所は、判例選定基準を満たす判決又は決定を、最高人民裁判所に対して、判例候補として送付する責任を負う（同3条2項）。

2.2.2.2 判例候補の意見公募

判例候補として選択された判決・決定の草案は、広く裁判所、専門家、実務家、個人等の意見を聴くため、最高人民裁判所のポータルサイトに30日間掲載される（同4条）。

2.2.2.3 判例諮問評議会の討論

草案に対する意見聴取結果を踏まえ、最高人民裁判所は、判例諮問評議会にて検討、決定する（同4条2項）。判例諮問評議会は少なくとも9名で構成され、最高人民裁判所科学評議会議長、最高人民裁判所科学評議会副議長、司法省、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の各代表者等で構成される（同5条1項）。最高人民裁判所科学評議会議長は、最高人民裁判所長官に諮問結果を報告する（同5条3項）。

2.2.2.4 判例の採択

最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会全体会合を組織し、判例の採否を表決する（同 6 条 1 項）。最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、同評議会の総構成員の 3 分の 2 の定足数、過半数の賛成票による（同条 2 項）。最高人民裁判所裁判官評議会が判例を採択した後、最高人民裁判所長官は、判例を公布する（同 7 条）。

2.2.3 判例の効力

判例議決は、類似の事件については判例を適用し、解決することを保障するように求めている（同 8 条 2 項）。また、判例を適用しない場合は、当該判決又は決定において理由を示すことが求められている（同項）。状況の変化により、判例がもはや適合しない場合、最高人民裁判所裁判官評議会は、判例の廃止を検討する（同 9 条 2 項）。

2.2.4 小活

以上のように、ベトナムでは、判例の採択に、意見公募手続及び判例諮問評議会の議決が要求される。また、判例は「公布」されることが予定され、さらには、類似の事件については「判例を適用し、解決することを保障」するように求められている。

日本では、裁判官の判断が「判例」となることについて、このような厳格な手続は要求されていない。また、日本では、類似の事件について「判例を適用し、解決することを保障」されていない。このような点から、ベトナムの判例制度は、日本でいう「判例」というよりも、むしろ「法規範」の定立に近いような内容となっていると言える。

2.3 ベトナムの判例の紹介

2.3.1 ベトナムの判例の一覧

2021 年 11 月現在、ベトナムでは 43 件の判例が交付されている。調査の結果、現在までに公布された判例の一覧について、英語や日本語で提供されている資料が見つからなかったため、以下、ベトナム語に仮和訳を付け、その概要を紹介する（なお、あくまでもベトナム語の表題からの仮和訳であり、その内容を吟味していないため個々の判例の内容や表題の正確性については、担保されていない。これらについては、後の研究者に委ねたい）。

ベトナムの判例の一覧

・判例第1号 (No. 01/2016/AL)

共犯者の一方が人を殺害したケースにおいて、もう一方の共犯者が人を殺害することを意図していなかった場合、傷害致死の限度で有罪となると判示した判例

・判例第2号 (No. 02/2016/AL)

海外に居住するベトナム人が土地使用权を有する土地に関し、許可を受けて居住している占有者との間で紛争が生じた際に、両者の土地への寄与度を判断すると判示した判例

・判例第3号 (No. 03/2016/AL)

夫婦が父母及び親族の反対なく土地を付与され、住居を設けた場合において、土地使用权が夫婦に与えられていると判示した判例

・判例第4号 (No. 04/2016/AL)

夫婦が共有の土地利用権を第三者へ譲渡する契約をした際、一方配偶者の署名がなかった場合でも同意したものとみなすと判示された判例

・判例第5号 (No. 05/2016/AL)

相続争いに関し、財産を管理していた者が関与した場合の相続人の寄与分について考慮すると判示された判例

・判例第6号 (No. 06/2016/AL)

相続争いに関し、外国に居住する相続人の住所を特定することができなかつたときの相続財産の帰属に関する判例

・判例第7号 (No. 07/2016/AL)

長年住宅を使用していた者に対し、長年権利を主張していなかった者が住宅売買契約の効力について争った判例

・判例第8号 (No. 08/2016/AL)

銀行との間で利率の合意をしている場合、当該合意に基づく利率に従い、未払元本や生じた利息の支払を行わなければならないと判示した判例

・判例第9号 (No. 09/2016/AL)

別段の合意がある場合及び法律に別段の定めがある場合を除く支払遅延利息の計算方法についての判例

・判例第10号 (No. 10/2016/AL)

国による土地収用に対する補償、支援及び再定住の決定に対する行政事件の手続に関する判例

・判例第 11 号 (No. 11/2017/AL)

抵当権設定者が所有していない土地上の不動産及び土地使用权に関する抵当権契約の承認の効力に関する判例

・判例第 12 号 (No. 12/2017/AL)

裁判所が審問を延期した後に当事者が初めて適切に召喚を受けた場合の判断に関する判例

・判例第 13 号 (No. 13/2017/AL)

信用状 (L/C) の基礎となる商品の販売のための国際契約が解除された場合における当該信用状 (L/C) の有効性に関する判例

・判例第 14 号 (No. 14/2017/AL)

土地利用権の贈与を目的とする明示がないが、当事者が既に委任状を作成し、条件を明確に記載した誓約書を作成していた場合の契約条件の有効性に関する判例

・判例第 15 号 (No. 15/2017/AL)

農地利用権の交換に関する当事者間の口頭による合意の承認に関する判例

・判例第 16 号 (No. 16/2017/AL)

土地利用権の移転契約の承認が共同相続人の一人によってなされ、他の共同相続人がこれに異議を述べなかったときの相続財産譲渡により得た金額の帰属に関する判例

・判例第 17 号 (No. 17/2018/AL)

殺人の共犯事件に関し、被害者を単に脅すための暴行を共謀したにすぎない共犯者に対して殺人罪が適用されるかが争点となった判例

・判例第 18 号 (No. 18/2018/AL)

警察官の制止を振り払い、車にしがみついた警察官を振り落とした行為に殺人未遂罪が適用されるかが争点となった判例

・判例第 19 号 (No. 19/2018/AL)

銀行員が銀行の資金を不正に流用して第三者名義の口座に繰り返し入金していたというケースに横領罪が成立するかが争点となった判例

・判例第 20 号 (No. 20/2018/AL)

試用期間後も継続して勤務していたが、雇用契約を締結していなかった場合、従業員と会社との間で雇用契約が成立するかが争点となった判例

・判例第 21 号 (No. 21/2018/AL)

賃貸借契約が一方的に解除された場合の瑕疵及び損害に関する判例

・判例第 22 号 (No. 22/2018/AL)

保険契約を締結する際の健康状態の申告義務につき、申告義務違反の有無が問われた判例

・判例第 23 号 (No. 23/2018/AL)

保険契約者が保険代理店の過失により保険料を期限期間に支払わなかった場合の保険契約の効力に関する判例

・判例第 24 号 (No. 24/2018/AL)

適法に個人の所有権及び使用権に属する財産に移転した相続に関する判例

・判例第 25 号 (No. 25/2018/AL)

客観的な理由によって寄託契約上の義務履行を果たすことができなかった場合における受託者の義務違反に関する判例

・判例第 26 号 (No. 26/2018/AL)

遺産分割を請求する消滅時効の始期に関する判例

・判例第 27 号 (No. 27/2019/AL)

1991 年 7 月 1 日以前の住宅管理政策及び党政策実施中に国が管理、使用するよう
に手配した不動産に関連する行政事件の処理及び解決に関する判例

・判例第 28 号 (No. 28/2019/AL)

非常に動揺した精神状態で実行行為をした被告に対する殺人罪に関する判例

・判例第 29 号 (No. 29/2019/AL)

財産強盗の罪で流用された財産に関する判例

・判例第 30 号 (No. 30/2020/AL)

交通事故発生後の被害者に対する交通車両の故意の運転行為に関する判例

・判例第 31 号 (No. 31/2020/AL)

1994 年 7 月 5 日付け政令第 61 号 (No. 61/CP) に基づく、国家に属する住宅の賃
借権及び所有権の決定に関する判例

・判例第 32 号 (No. 32/2020/AL)

外国に居住するために出国し、現在は安定的かつ長期的に他人によって使用及び
管理されている個人によって開墾された土地に関する判例

・判例第 33 号 (No. 33/2020/AL)

国家が土地を割り当てたが、それを使用せず、他の誰かに管理させ、安定的かつ
長期的に使用させた個人に関する判例

・判例第 34 号 (No. 34/2020/AL)

国が補償付きで土地を回復する場合の土地補償額を決定する遺言書を作成する権利に関する判例

・判例第 35 号 (No. 35/2020/AL)

国外に居住する前に国内の個人に土地使用を割り当てたベトナムの個人に関する判例

・判例第 36 号 (No. 36/2020/AL)

土地利用権証書の取消又は終了の場合の土地利用抵当権契約の有効性に関する判例

・判例第 37 号 (No. 37/2020/AL)

保険購入者が保険料の納付期限が経過した後に保険料を納付する場合における財産保険契約の有効性に関する判例

・判例第 38 号 (No. 38/2020/AL)

従前係属していた土地及び不動産に関する訴訟とは別に当該財産に関する訴訟が提起された場合、裁判所が当該請求を受理するか否かについての判例

・判例第 39 号 (No. 39/2020/AL)

将来予測される条件が成就した際に、土地使用権及び住宅所有権が譲渡される契約につき、条件が成就しなかった場合の当該契約の効力に関する判例

・判例第 40 号 (No. 40/2021/AL)

土地使用権の事実上の転換の承認に関する判例

・判例第 41 号 (No. 41/2021/AL)

婚姻関係の事実上の終了に関する判例

・判例第 42 号 (No. 42/2021/AL)

仲裁条項を含む契約を締結する場合の消費者紛争解決のための裁判所の選択に関する判例

・判例第 43 号 (No. 43/2021/AL)

抵当権設定者が売主に全額を支払っていない抵当不動産に付された抵当権の効力に関する判例

2.3.2 ベトナムの判例の具体的内容

以下では、日系企業が注目すべき判例として、仲裁合意に関する判例第 42 号 (No. 42/2021/AL) を紹介する。また、判例第 2 号 (No. 02/2016/AL)、判例第 4 号 (No. 04/2016/AL) も併せて紹介する。

判例第 42 号 (No. 42/2021/AL)

事案の概要：

旅行会社である売主は、個人である買主に対し、一定期間不動産のユニットの使用権を売却する契約を締結した（以下「本件契約」という）。本件契約は、売主が用意した標準様式契約書により締結された。契約書には、紛争解決条項として、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre、以下「SIAC」という。）が選定され、SIAC の仲裁規則に従って解決されるという規定があった。

本件契約締結後、買主は不当な契約条件があることを知り、本件契約の解約を求めたが、売主である会社側はこれを拒否した。2017年12月8日、買主は売主に対して訴訟を提起し、本件契約が無効であり、売主に支払った金額の払戻しを命じるようニャチャン市人民裁判所に求めた。

判旨概要：

裁判所は、「本件契約は、サービスプロバイダによって提供される標準様式契約のタイプに該当し、事前に作成された仲裁条項もこれにあたる。消費者としての原告（買主）は、仲裁の選択に同意せず、ニャチャン市人民裁判所に紛争解決を求めているが、かかる原告の訴えは、消費者権利の保護に関する法律第 38 条、商事仲裁に関する法律第 17 条、及び最高人民法院の司法評議会の 2014 年 3 月 20 日付決議 No. 01/2014/NQ-HDTP 第 4 条第 5 項に沿うものである。したがって、ニャチャン市人民裁判所が民事訴訟法 26 条 3 項、1 項、35 条に従って、当該紛争を受け入れて解決することは正しい。」と判示した。

コメント：

当該判例の内容は、「標準様式契約を用いて仲裁を選択するという紛争解決条項について当事者で合意していたとしても、別途、消費者が当該仲裁条項に同意していない場合には、消費者は裁判所を紛争解決地として選択することができる。」というものである。したがって、標準様式約款を用いた場合はもちろんのこと、仲裁合意に関しては、改めて合意をし直すなどの方法を取ることが推奨される。

関連法：商事仲裁法 17 条

第 17 条 消費者の紛争解決方式選択権

商品、サービス供給者と消費者の間の紛争については、商品、サービス供給に関する共通条件として、供給者が起草した仲裁条項が規定されているにもかかわらず、消費者は紛争解決手段を仲裁にするか、裁判にするかを依然として選択することができる。商品、サービスの供給者は消費者が了承した場合のみに仲裁を開始できる。

判例第2号 (No. 02/2016/AL)

事案の概要：

海外に居住するベトナム人である原告Xが、ベトナム国内に居住する弟のYに土地を使用させる予定で、Aから土地所有権を購入した。この土地所有権の購入代金は、全額Xが支払ったが、土地の譲渡証書はY名義とされた。ところが、Yは、Xの同意をとることなく、当該土地所有権をBへ譲渡し、Bから売買代金を受け取った。

本件訴訟は、XがYに対して、YがBから受け取った売買代金の不当利得返還を求めるものである。一方、Yは反論として、「Aから土地所有権を購入し、Aに代金を支払ったのは、XではなくYである。」と主張し、Xの主張を否定した。

X：原告（海外に居住するベトナム人X） ← 土地所有権（購入） ← A
↓
Y：被告 → 土地所有権（売却） → B

判旨概要：

裁判所は、Aから土地所有権を購入したのは、YではなくXであると認定したうえで、YがBから受け取った売買代金のうち、XがAへ支払った土地購入代金分について、YはXに返還すべきであると判示した。

また、裁判所は、YがBから受け取った売買代金から、XがAへ支払った売買代金を控除した額、すなわち土地の価値増加分については、Yの寄与度を考慮して判断し、Yの寄与度を正確に判断することができない場合、裁判所は、価値増加分について、XとYとが均等の割合を有すると判示した。

関連法：2005年民法137条及び同法235条

2005年民法137条 無効な民事取引の法的効果

1. 無効な民事取引は、確立時点から各当事者の民事権・民事義務を発生・変更・終了させない。
2. 民事取引が無効となる場合、各当事者が当初の状態を回復し、受け取った物を互いに返還する。取引財産、得た天然果実、法定果実が法律の規定によって没収される場合を除き、現物で返還できない場合、金銭で返還しなければならない。過失により損害を与えた当事者は、損害を賠償しなければならない。

2005年民法235条 天然果実、法定果実に対する所有権の取得

所有者、財産使用者は、合意又は法律の規定により天然果実、法定果実を得た時点からその天然果実、法定果実に対する所有権を有する。

判例第 4 号 (No. 04/2016/AL)

事案の概要：

原告 X は、隣に住む被告 Y から、Y 所有の建物及び土地所有権を購入し、代金を Y に支払った。ところが、Y は、その土地に新たな建物を建築し、自ら居住し続けた。

本件訴訟は、X が Y に対し、当該土地所有権の返還と建物の撤去を求めたものである。Y は反論として、「X に対して Y 所有の建物及び土地所有権を譲渡した事実はない」と主張し、X の主張を否定した。なお、X Y 間の契約書には、Y の夫である A の署名がなかった。

X：原告 ← 建物所有権・土地所有権（譲渡） ← Y：被告
A：被告の夫

判旨概要：

裁判所は、X Y 間における Y 所有の建物所有権及び土地所有権の売買契約の存在を認定した。また、契約書に A の署名がなかった事実については、A が、Y と共に X から受け取った売買代金を A 及び Y の子に渡していた事実や、X が不動産の管理や使用を公にして、A がこれらの事実を知っていたにもかかわらず異議を述べなかった事実から判断し、A が、本件対象不動産に関する売買契約に黙示的に同意したものとみなすと判示した。

関連法：婚姻及び家族に関する法律 14 条/民法 242 条及び 176 条 2 項

婚姻及び家族に関する法律 14 条

夫婦の共有財産は、その婚姻中に夫婦が取得した本職その他の正当な収入を含むすべての財産及びその相続又は贈与があった財産とみなす。

1995 年民法 242 条 合意された所有権の設定

売買契約又は贈与、交換若しくは貸付けにより財産の移転を受けた者は、別段の合意がある場合又は法律に別段の定めがある場合を除き、当該財産の移転の時から当該財産を所有することができる。

1995 年民法 176 条 所有権を設定するための基礎

不動産に関する所有権は、次のいずれかの場合に、認められる。

1. (略)

2. 合意又は権限を与えられた国家機関の決定に基づく所有権の移転

2.4 判例適用状況

2021 年 4 月の時点で、前述の判例が引用・適用されている件数は、合計で 1,021 件となっており、判例制度が実際に運用される件数も増加している。日本と比較した具体的な判例の分析や、判例の適用については、今後の研究課題とされる。